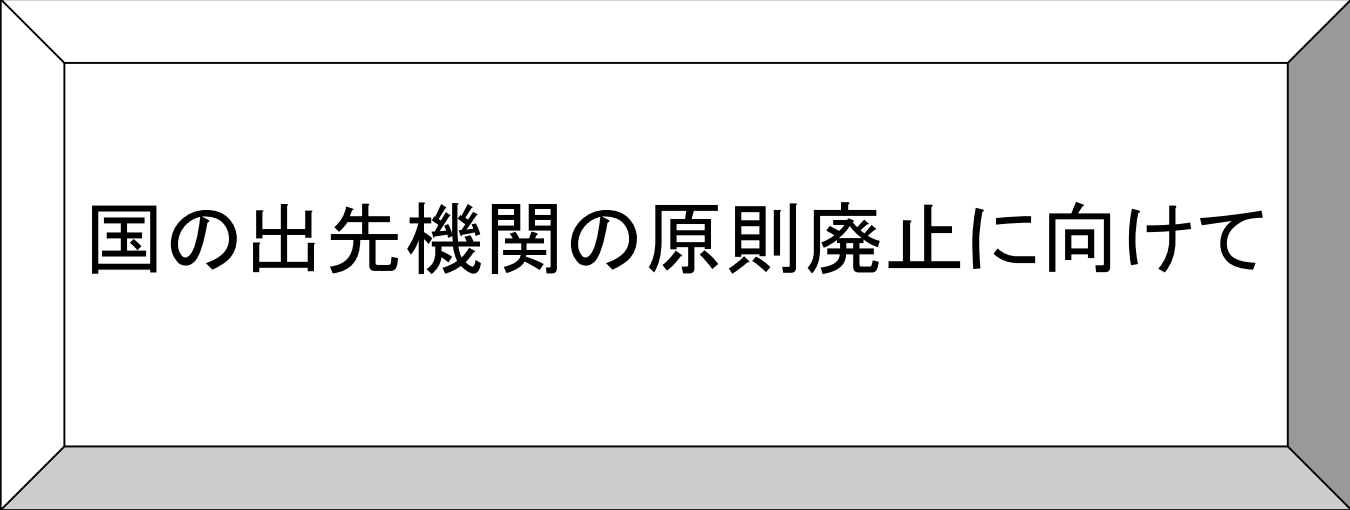




国の出先機関の原則廃止に向けて

平成 22 年 7 月 15 日

全国知事会

目 次

1	報告の取りまとめに当たって	1
2	地方分権改革（国の出先機関の見直し）の経過・課題・展望 . .	2
3	基本的な考え方	4
	（1）「国の出先機関原則廃止」の目的	
	（2）「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針	
4	検討対象とした機関及び事務の考え方	9
	（1）対象機関の考え方	
	（2）対象事務の考え方	
5	国の出先機関の事務の仕分け	11
	（1）共通事項の考え方	
	（2）各出先機関の事務の仕分け	
6	重点分野等	26
	（1）重点分野の考え方	
	（2）最重点分野	
	（3）重点分野	
	（4）先行的な事務移管の考え方	
7	受入体制（広域連携の仕組み等）	33
	（1）都道府県ごとに設置されている出先機関	
	（2）都道府県域を越えた地域を管轄する出先機関	
	（3）既存の広域連携方策の見直しについて	

8	国から地方への人材移管・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	(1) 人材移管に当たっての前提条件	
	(2) 人材・人員の受け入れ	
	(3) 移管の方法	
	(4) 給与等の取扱い	
	(5) 人材移管に係る総合調整	
9	国から地方への財源移譲・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 財源確保措置	
10	出先機関の縮小過程における国の事務・権限の執行組織・・・	40
11	各出先機関事務の仕分け一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	42

1 報告の取りまとめに当たって

《検討の経緯》

国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは平成 21 年 11 月 19 日の発足以来、今日まで「国の出先機関の原則廃止」という政権公約に沿って協議を重ねてきた。

まず検討の第 1 フェーズとして、平成 21 年 11 月から平成 22 年 3 月まで、国の出先機関原則廃止の目的や各出先機関の事務の仕分けについて協議した。3 月 23 日にはその結果を中間報告として取りまとめ、4 月 6 日の全国知事会議に報告を行った。その後、4 月 15 日に原口一博地域主権推進担当大臣に中間報告を提出し、全国知事会の検討成果を地域主権戦略会議など国における出先機関原則廃止に関する審議の出発点とするよう働きかけた。

次に検討の第 2 フェーズとして平成 22 年 4 月から 6 月まで、移管事務の受入体制や国から地方への人材移管・財源移譲、先行的に実施すべき重点分野などの課題について協議を進めた。

今般、「国の出先機関の原則廃止に向け、全国知事会としての考え方を取りまとめる」という本プロジェクトチームに課せられたミッションに対する検討結果として本報告書を取りまとめたところである。

《取りまとめの考え方》

本報告では国の出先機関の原則廃止に向けて、「国に残す事務を極限し、地方にできることは地方に移管する」との考え方の下に事務の仕分けを行った。

後に詳述するように、「地方移管」と仕分けした事務の中には、地方として必ずしも「積極的に」移管を求めるものではない事務も含まれている。

これは、全国知事会として「出先機関を原則廃止する」との政府方針に最大限協力するために、「地方で当該事務を受けることが本当にできないか」との観点に立って検討を行ったものである。

また、本報告では広域的な連携をはじめとした受入体制のあり方、事務の移管に伴って生じる国から地方への人材移管や財源移譲の基本的な考え方や仕組み、改革の実現に向けて先行的に移管を実施すべき重点分野について提言するとともに、今後の国の執行体制のあり方についても言及した。

《今後の対応》

政府の地域主権戦略会議では国の出先機関原則廃止に関する審議を重ね、基本的な考え方や改革の枠組みを示した地域主権戦略大綱をとりまとめ、政府は平成 22 年 6 月 22 日にこれを閣議決定した。大綱を踏まえ年内にも策定されるアクション・プラン（仮称）等に全国知事会の意見を的確に反映させるため、本報告をベースとして、しっかり国に働きかけていく必要がある。

今後、大綱の理念の具体化に向けた、いわば改革の本丸に切り込む議論がスタートする。地域主権改革の真価が問われる局面と言っても過言ではない。改革が具体の形となって、国民の前にその成果を示せるよう全国知事会としても時宜に応じ果敢に行動していく必要がある。

2 地方分権改革（国の出先機関の見直し）の経過・課題・展望

《全国知事会と地方分権改革推進委員会の取組》

全国知事会は従前から二重行政の解消や行政の簡素、効率化の観点から国の出先機関の廃止、縮小を強く国に求めてきた。

こうした動きを受け、政府は平成 19 年 4 月に地方分権改革推進委員会を発足させた。同委員会は同年 5 月、「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」において、「行政の重複の排除と事務・事業の見直しにより、国の地方支分部局等を廃止・縮小する」方針を明確にした。

全国知事会においても行政分野別のプロジェクトチームを設置して国の出先機関の見直しについて独自の検討を行い、平成 20 年 2 月には 8 府省 17 機関（*）の見直しについて、全国知事会としての提言を取りまとめた。

この提言の中では最終的な結論が留保される部分はあったものの、地方への事務移管により都道府県労働局や地方農政局など 14 出先機関を廃止・縮小する方向を打ち出した。

更に国の出先機関の全職員約 96,000 人のうち地方移管となる事務に関わる職員を約 75,000 人と試算し、これを二重行政の廃止など業務の見直しによって縮減することにより、最終的には約 55,000 人を地方に移管する方向性を示した。

* 地方分権改革推進委員会は第 2 次勧告において都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の 3 機関を 1 系統とし、勧告の対象を「8 府省 15 系統の出先機関」と表記したので、本報告においても、以下これに従う。

こうした提言等を踏まえ地方分権改革推進委員会は平成 20 年 5 月には直轄国道・直轄河川の地方移管等を内容とする第 1 次勧告をまとめ、同年 12 月には「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を柱とする第 2 次勧告を取りまとめた。

この第 2 次勧告では、

- ・ 地方整備局、地方農政局、北海道開発局、経済産業局、地方運輸局及び地方環境事務所の 6 機関について国に残る事務権限を統合して「地方振興局」と「地方工務局」を設置する
- ・ 地方厚生局及び都道府県労働局についてはブロック単位の機関を設置する

- ・中央労働委員会地方事務所は廃止する
- ・その他法務局や地方航空局などの6機関は組織をスリム化の上で存続するなどとする勧告を行った。

あわせて、当面は直轄国道等の移管により1万人程度を地方に移管し、将来的にはハローワーク等の移管により「35,000人程度の削減を目指すべき」との考え方を示した。

《出先機関改革に立ちはだかる障害》

しかし中央省庁は組織をあげて地方分権改革に抵抗し、地方分権改革推進委員会の勧告に対して極めて消極的な態度に終始した。

権限移譲のリーディングケースであった直轄道路・直轄河川の移管についても、地方側との個別協議において国が協力的であったとは言えず、権限移譲に伴う財源の保証についても国が明確な方針を示さなかった。また、地方の側でも国から地方への財源移譲のみならず、移管事務の受入体制や国から地方への人材移管についても明確な考え方を示すことができず、移管協議はほとんど進まなかった。

一方、政治のリーダーシップも十分に発揮されることはなかった。政府が平成21年3月に策定した「国の出先機関改革に係る工程表」には、具体的な移譲事務の内容はもちろん、組織の具体的な方向性も示されず、国の出先機関改革は事実上、進展しなかった。

《地域主権改革の実現に向けて》

現政権は「地域のことは地域が決める」地域主権の実現を政権公約の最優先課題としている。平成21年11月17日には総理を議長とする地域主権戦略会議を設置し、12月14日には第1回会議をスタートさせた。

我々は「人びとが安心して暮らすことができる社会を再構築し、わが国の再生につなげるためには、地域主権の確立が不可欠」との思いから、地域主権改革の実現に大いに期待をしている。

とりわけ「国の出先機関の原則廃止」という政府方針は地域主権の実現に直結する重要な改革であり、我々としても最大限の協力をする覚悟である。

しかし、同時にそれは各府省の権益に直接メスを入れる改革でもあり、それだけに強固な抵抗が予測される。

今大切なことは政権が掲げる「地域主権改革」の原点に立ち返ることである。

「国の出先機関の事務のどれを地方に移すか」ではなく、出先機関原則廃止という政府方針を踏まえ、「国に残さざるを得ない事務は何か」という観点から政治がそれを決定し、改革を断行することである。

地域主権の実現に向け、政治が高い志と強いリーダーシップをもって、「議論」ではなく「実行力」を発揮することを強く期待する。

3 基本的な考え方

(1) 「国の出先機関原則廃止」の目的

《国の出先機関の肥大化》

国の出先機関には国家公務員約 32 万人のうち約 20 万人が在職している。

地方分権改革推進委員会や全国知事会が検討対象としてきた地域との密着性の高い行政分野（8 府省 15 系統の出先機関）に限定しても、全国で約 3,400 ある機関に約 96,000 人（*）が働く巨大組織となっている。

このように肥大化した国の出先機関の存在は、「地域のことは地域が決めて実行し、地域が責任を持つ」という地域主権の理念に背反し、次のとおり重大な弊害を生じさせている。

* 人数は、平成 19 年 10 月の地方分権改革推進委員会「国の行政機関の地方支分部局に関する調査結果」に基づく。

《三つの弊害》

一つは『二重行政』による弊害である。

国の出先機関の事務の中には地方の事務と重複するものが多い。また地方で行った方がより効果的・効率的に実施できるものも多く、結果として多大な無駄と非効率を発生させている。

二つめは『地域・住民ニーズ』に柔軟に対応できない弊害である。

国の出先機関はあくまでも中央省庁の下部機関であり、その性格上、住民と日常的に接する機会もほとんどなく、地域・住民ニーズに基づき柔軟かつ迅速に行政サービスを提供する組織となっていない。

また国の出先機関は府省別・分野別の縦割り組織となっており、地方自治体のような総合行政が展開できない。

三つめは『住民ガバナンス』の欠如による弊害である。

国の出先機関は実態的には大臣や国会のコントロールの外にあり、所在地の首長や議会の権限も及ばず、また、地域住民の目も届きにくいいため、組織に対する監視やガバナンス（統治）が欠如している。

社会保険事務所の杜撰な年金処理はこのような組織風土の中で醸成された「緩み」の一例である。

《地方移管により期待される効果》

一つは『行政サービスの向上』である。

地域や住民の声を日頃から肌で感じている地方は、地元が真に求める事業を見極め、最優先で実施することができる。また、地方には住民監査請求やリコールなど住民のガバナンスを効かせる仕組みも備えている。住民に身近で地域のニーズを熟知し、住民に開かれた仕組みを持つ地方が幅広い事務を主体的に担えるようになれば、行政サービスは必ず向上するはずである。

二つめは『行政効率の向上』である。職員数の削減をはじめ、行政改革の取組は地方のほうが国より進んでいる。また、総合行政主体である地方は、雇用と産業、教育、まちづくりといった様々な領域の取組を連携させ、政策の効果を高めることも可能である。縦割りによる非効率を指摘されやすい国よりも、行政の効率性を高めることができる。

《地域主権の実現のための実践的な改革》

地域主権の原則は補完性の原理にある。「地方でできることは全て地方に移管する」との考え方の下に地域主権改革を進めなければならない。そのことによって国が国本来の役割に専念できる組織に生まれ変わり、国・地方を通じて簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、住民ガバナンスの下で地域のニーズに応じたきめ細かな行政サービスを総合的に展開し、住民福祉の向上を図っていくことが期待できる。

しかしながら、第一期地方分権改革以来、全国知事会が強く要望し、また国と地方をあげて議論を重ねている権限や財源の地方移譲は目下の所、遅々として進捗していない。

これを実現するためには、権限と財源が集中している国の出先機関を補完性の原理に基づき原則廃止するという目標を明確にし、その実現を通じて権限、財源の移譲を確実に進めることが最も実践的な改革手法である。

また、国の出先機関の原則廃止を目指す改革は、国の行政改革の側面も併せ持つ。国の行政改革のしわ寄せを地方に向けることがあってはならないことは当然であるが、国自らもその組織・人員に厳しくメスを入れていくことが求められている。

その上で、出先機関改革を通じ、「地域住民が自らの責任と判断において地域の諸課題に取り組む」地域主権改革を実現し、地域の活力、国民の活力を引き出していくことが重要である。

(2)「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」の取組方針

全国知事会としても、国の出先機関の原則廃止の検討を国に委ねるのではなく、自らが主体的にその考え方を取りまとめ、国をはじめ関係地方団体や国民各層に積極的に働きかけていくことが極めて重要である。

そのための青写真を自らの手で描き、国等に対し積極的に働きかけていくために「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」が設置された。

そこで本プロジェクトチームとしてはこのような役割を積極的に果たしていくため、以下の前提条件及び検討方針の下で具体的な検討を行うこととした。

《前提条件》

- i 全国知事会及び地方分権改革推進委員会の検討成果を踏まえ、これらの提言・勧告を検討の出発点とする。

全国知事会は既に平成20年2月に「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」を取りまとめ、地方分権改革推進委員会も平成20年12月に第2次勧告で「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」を勧告している。

これら成果を十分に踏まえるとともに、その検討過程で示された「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」（平成20年9月）なども参考にしながら事務の仕分けを行う。

- ii 財源は当然保障されるべきとの前提に立って積極的に事務権限を受け入れる。

事務の地方移管に伴い、その実施に必要な財源は人件費相当額も含め、当然に移管されなければならない。

ただし、どの程度の額をどのような形で移管するかといった具体的な検討は事務移管の検討と平行して行わざるを得ない面もある。

したがって、「財源移管の確証が得られない」といって事務移管に消極的になるのではなく、「政府の責任において当然に保障されるべき」との前提に立って、積極的に事務移管の検討を進めなければならない。

iii 現行都道府県・市町村制度を前提に事務権限の受け入れやその体制等を検討する。

事務移管に当たって、複数都道府県にまたがる事務などで単独で受け入れることが困難な場合には、広域的な受け皿の検討が必要となる。その際には、道州制など新たな地方制度にまで議論を拡大することなく現行の都道府県・市町村制度を前提に受入体制を検討する。

なお、国出先機関の原則廃止の道筋の先には、都道府県のあり方そのものが問われてくるので、新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討が不可避であり、これらの課題は本プロジェクトチームとは別に改めて検討する必要がある。

iv 政府等において制度改革の議論が進められている事務については、その方向性に留意しながら当面現行制度を前提に検討する。

保険年金制度に関する議論など、今後国において抜本的な見直しを検討される事項については、その方向性に十分留意しながら、当面は現行制度を前提にして検討を行う。

したがって、国の改革の動向によっては本プロジェクトチームの検討結果を再検討することも当然にあり得るものである。

《検討方針》

i 国の出先機関の原則廃止に向けて具体的な仕分け、提言を行う。

国の出先機関の原則廃止に向けて8府省 15 系統の出先機関の事務一つ一つについて（これらの機関及び事務を選定した考え方については「4 検討対象とした機関及び事務の考え方」参照）、「地方移管」、「廃止・民営化等」、「国に残す」との仕分けを行う。

その際には、国の出先機関の事務について

- ・ 真に必要な事務であるか
- ・ 必要であるとした場合に国でなければ担い得ない事務であるかを十分に点検する。

ii 国に残すべき事務はその性質上、国が真に担うべき事務に極限する。

事務・権限の仕分けは、「地方ができることは全て地方に移管する」との補完性の原理に基づいて行う。

具体的には、地方として「積極的に移管を求める」事務・権限のみならず、出先機関原則廃止という政権公約実現に向けて「地方において事務・権限を受けることが本当にできないのか」との考え方の下に事務・権限の仕分けを行う。

例えば、地方への事務移管にあたりこれまで府省が「移管ができない理由」として掲げていた「広域性」、「専門性」、「全国統一性」については、真にそれが国でしか担えない事務であるかの再点検を行う。

- ・広域的な事務については都道府県間の受入体制を強化すること等により対応できないか
- ・専門性が必要な事務については国の人材を受け入れること等により対応できないか
- ・全国的な統一性が必要な事務についてはその事務の執行も含め真に国でしかできない性格のものであるか

など、多様な観点から事務の精査を行い、国の出先機関に残す事務を可能な限り最小のものとする。

iii 地方移管後の事務の実施体制を具体的に提言する。

地方移管後の事務執行に対して、自己決定、自己責任の考え方の下、地方はこれまでも増して重大な責任を担うことになる。

したがって、受け入れ事務をどのように執行するか、その実施体制も同時に提案する必要がある。

その場合、以下の考え方に基づいて検討を進める。

- ・都道府県単位の出先機関の事務については、原則として各都道府県に移管する。
- ・ブロック単位の出先機関の事務については、単独都道府県への移管を検討した後に、単独都道府県では担えない事務について、広域連合制度の活用など必要となる都道府県間連携を検討する。その際、県境をまたぐ広域的な行政に携わってきた国出先機関の人材・ノウハウを活かす視点にも留意する。

4 検討対象とした機関及び事務の考え方

(1) 対象機関の考え方

平成19年5月25日の経済財政諮問会議において民間有識者委員が提出した「国の出先機関の大胆な見直し」の中で「地方に移譲可能な事務」を行っている機関として8府省（15系統）17機関が取りあげられた。

その後、地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月8日）及び全国知事会の「国の地方支分部局（国の出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）においてもこれらの機関を検討の対象とした。

そこで本プロジェクトチームにおいても、こうした経緯を踏まえ、下記の8府省15系統の出先機関を検討の対象とすることとした。

これら以外の出先機関、例えば財務局（財務事務所）や国税局（税務署）等は地域主権改革の進展如何によっては大いに議論すべき機関であることから、それらの事務の移管等の可能性についても、今後検討していくべきとの指摘があった。

出先機関改革に関する全国知事会としての検討は、本報告をもって終わりという訳ではない。今回検討対象としなかった出先機関については、今後の検討課題とする。

【検討対象とした8府省15系統の出先機関】

府 省	出 先 機 関
内 閣 府	沖縄総合事務局
総 務 省	総合通信局
法 務 省	法務局・地方法務局
厚生労働省	地方厚生局 都道府県労働局 中央労働委員会地方事務所
農林水産省	地方農政局 森林管理局 漁業調整事務所
経済産業省	経済産業局
国土交通省	地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局
環 境 省	地方環境事務所

（２）対象事務の考え方

国の出先機関の事務については、地方分権改革推進委員会が平成 19 年 10 月に各府省に対して調査を実施し、その後これを基礎として全国知事会及び地方分権改革推進委員会がそれぞれ提言や第 2 次勧告を取りまとめた経緯がある。

そこで本プロジェクトチームにおいても、この成果を踏まえて対象事務を抽出し、あわせて独自の検討の成果も加え、対象事務を 528 事務と整理した。

＊ 事務数取りまとめの経緯

- ① 地方分権改革推進委員会が省庁に調査（平成 19 年 10 月）
- ② ①を基礎に全国知事会が提言（平成 20 年 2 月）
- ③ ①を基礎に同委員会が取りまとめ（平成 20 年 9 月）→ 408 事務
- ④ ②及び③を基礎に本 P T で精査（平成 22 年 3 月）→ 528 事務

5 国の出先機関の事務の仕分け

(1) 共通事項の考え方

各機関の仕分けに当たって共通する事項に対する考え方は、以下のとおり。

① 企画立案の事務

事務の移管に伴い、その事務の執行にかかる事業計画の策定など企画立案機能は地方に移管する。本省所管の事務であっても、地方へ移管される事務に関わる企画立案部分（例えば、インフラ整備に係る全国計画）は不要又は地方に移管すべきである。

全国統一性を確保するための基準の設定や制度設計等の事務は一旦は国に残すこととし、そのうち地方に重要な影響を与えるものは、別途「義務付け・枠付けの見直し」の問題等として、国・地方で十分に協議することとする。

《直轄国道の例》

直轄国道にかかる諸計画（社会資本整備重点計画、道路網整備計画など）のうち、ブロック単位等の計画策定機能は直轄道路の移管に伴い当然に地方に移管する。

《労働行政の例》

職業安定行政、労働基準行政、労働保険行政について、現在厚生労働省（本省）で定めている全国統一的な基準（失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等）の設定は国に残すが、その他の企画立案機能は地方に移管すべきである。

② 補助金給付事務、地方指導事務

事務の地方移管に伴いそれに見合う税財源を当然に地方に移管すること及び地方に対する関与をできるだけ縮小する観点から、補助金給付事務及び地方指導事務は「廃止」として整理する。

③ 各種国家試験及び統計調査の実施事務

各種国家試験及び統計調査の企画等の事務は本省において行うこととし、その実施に関する事務については「民営化等」として整理する。

例) 医師国家試験の実施、歯科医師国家試験の実施、司法書士試験の実施

農林統計調査の実施、賃金構造基本統計調査の実施、生産動態統計調査の実施

(2) 各出先機関の事務の仕分け

各出先機関の事務の仕分けの結果は以下のとおりである。

① 総合通信局

《仕分けの結果の概況》

地域密着性の高い電気通信事業者に対する許認可や地域振興に資する産学官連携支援等は地方移管し、電波の周波数の割当計画の策定や国内外の電波監視などは国家的な視点から行うべき事務として国に残す。

【事務・権限の仕分けの結果（28事務）】

A 地方移管する事務（13事務）

- ・ ケーブルテレビの許認可
- ・ 区域内の電気通信事業の登録・届出
- ・ 特定信書便事業の監督
- ・ 情報通信技術（ICT）に関する産学官連携支援（民間助成）など

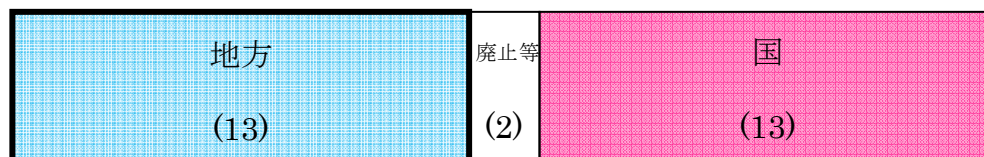
B 廃止・民営化等する事務（2事務）

- ・ 情報通信による地域振興（地方自治体に対する助成）
- ・ 情報通信に関する広報啓発・相談（対地方自治体に関するもの）

C 国に残す事務（13事務）

- ・ 電波の周波数割当計画の策定
 - ・ 電波監理（国内外の電波監視、不法無線局の探査・処分等）
 - ・ 放送局の許認可
 - ・ 無線局の免許
 - ・ 日本放送協会・放送大学学園の監督
- など

《事務・権限数で見た仕分けの結果》



平成 20 年
全国知事会提言

(0)

(0)

(24)

② 法務局・地方法務局

《仕分け結果の概況》

登記事務や供託事務、人権擁護に関する事務等は地方に移管し、国に残す事務は国の利害に関係ある訟務事務など国がその責任において実施すべき事務に限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

登記、供託等に関する 9 事務は司法制度と密接な関連を有する等との理由から国に残すべきとの意見もある。しかし事務の専門性については法務局の職員を地方に移管することで対応可能なこと、国家の存立にかかわる事務である点については、同様の性格を持つ例えば旅券発給事務などを既に地方で実施していることを踏まえれば、必ずしも決定的な理由にはなり得ないことから、地方に移管する事務として仕分けを行った。

一方で、登記等の事務の移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。

【事務・権限の仕分けの結果（14 事務）】

A 地方移管する事務（9 事務）

- ・ 登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）
 - ・ 供託事務（弁済供託、執行供託等）
 - ・ 市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等
 - ・ 国籍に関する事務（帰化、離脱等）
 - ・ 人権擁護に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（2 事務）

- ・ 司法書士試験等に関する事務
- ・ 土地家屋調査士試験等に関する事務

C 国に残す事務（3 事務）

- ・ 国の利害に関係のある訴訟に関する事務
- ・ 総合法律支援に関する事務（法テラスに対する立入検査等）
- ・ 上記事務の執行に関する内部管理事務

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(9)	(2)	(3)

平成 20 年
全国知事会提言

(7)

(0)

(2)

③ 地方厚生局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

住民生活と密接に関連する医療、福祉に関する事務は地方に移管し、国に残す事務は医薬品の輸入監視等の事務に限定する。

医師、看護師、歯科医師等の国家試験の実施などは民営化等を行う。

《仕分けに当たっての留意事項》

健康保険組合・厚生年金基金等については、現在制度全般のあり方が議論されているので、その議論の状況を見極める必要があるが、本報告においては現行制度を前提として指導監督に関する事務を地方に仕分けする。

【事務・権限の仕分けの結果（４９事務）】

A 地方移管する事務（３８事務）

- ・健康保険組合等の指導監督
- ・厚生年金基金・確定拠出年金等の指導監督
- ・介護サービス事業者の指導監督
- ・社会福祉法人等の認可
- ・麻薬取締に関する事務（営業者許可、捜査、予防・啓発） など

B 廃止・民営化等する事務（８事務）

- ・医師・看護師・歯科医師等の国家試験の実施
- ・医療計画、健康増進計画等に関する地方自治体への助言指導 など

C 国に残す事務（３事務）

- ・医薬品等の輸入監視
- ・輸出水産食品施設等への指導監督
- ・上記事務の執行に関する内部管理事務

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(38)	(8)	(3)

平成 20 年
全国知事会提言

(29)

(3)

(9)

④ 都道府県労働局

《仕分け結果の概況》

全ての事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。

職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管する。

国（本省）の役割は労働保険や労働基準などの全国統一的な基準の設定に限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

労働基準行政については、全国一律的に運用するため国に残す事務にすべきとの考え方もあるが、国が全国統一的な基準を定め、その基準に基づき地方が事務所指導や司法警察の事務等を実施すべきとの考え方で地方に移管する事務に仕分けしている。

【事務・権限の仕分けの結果（２２事務）】

A 地方移管する事務（２０事務）

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業
 - ・ 労働基準、労働者の保護などに関する指揮監督
 - ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関すること
 - ・ 労働保険の認定・給付及び労働保険料等の徴収
- など

B 廃止・民営化等する事務（２事務）

- ・ 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施
- など

C 国に残す事務（０事務）

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方 (20)	廃止等 (2)
平成 20 年 全国知事会提言	(17) (0)

⑤ 中央労働委員会地方事務所

《仕分け結果の概況》

全ての事務を中央労働委員会本局に移管する。

【事務・権限の仕分けの結果（１事務）】

A 地方移管する事務（０事務）

B 廃止・民営化等する事務（０事務）

C 国に残す事務（１事務）

〔・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査、労働争議のあっせん、
調査に関する事務〕

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

	国
	(1)

平成 20 年
全国知事会提言

(1)

⑥ 地方農政局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

地域農業の振興に関する事務は、地域や個別農家と日常的に接するなどその実情に通じている地方に移管し、国に残す事務は団体の金融検査事務等に限定する。

農林統計などは廃止・民営化等を進める。

《仕分けに当たっての留意事項》

- ・ 農業協同組合等に対する指導監督は地方に移管する事務に仕分けしているが、金融検査事務については国の金融行政と密接な関連があるため国に残す事務に仕分けしている。
- ・ 戸別所得補償制度等の現金給付型事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計等は国で実施する。
- ・ 生産調整方針の認定等の事務は地方に移管する事務に仕分けしているが、制度設計や都道府県別の生産数量目標の割当ては国で実施する。

【事務・権限の仕分けの結果（５７事務）】

A 地方移管する事務（３４事務）

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ J A S 法に基づく立入検査等 ・ 農家戸別所得補償制度等に関する現金給付 ・ 生産調整方針の認定、出荷業者等の立入検査 ・ 農地転用事務 | など |
|---|----|

B 廃止・民営化等する事務（１７事務）

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に関する統計調査 ・ 農業振興地域の整備等に関する自治体との協議 | など |
|--|----|

C 国に残す事務（６事務）

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧の需給・価格安定に関する米穀の買入れ・売渡し等 ・ 農業協同組合に関する指導監督等のうち金融検査事務 ・ 食料安定供給特別会計に関する事務 | など |
|---|----|

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方	廃止等	国
(34)	(17)	(6)

平成 20 年
全国知事会提言

(18)

(6)

(20)

⑦ 森林管理局

《仕分け結果の概況》

民有林野に関する治水事業については地方に移管し、国有林野に関する事務は当分の間国に残す。

《仕分けに当たっての留意事項》

国有林野事業については、国に残す事務を極限する観点からは地方に移管する事務として検討すべきであるが、多額の累積債務を抱えることから、国において問題解決の道筋を付けることが先決であるので、当面国に残す事務に仕分けしている。

【事務・権限の仕分けの結果（１８事務）】

A 地方移管する事務（２事務）

- ・ 森林治水事業の実施（民有林野）
- ・ 上記事務の執行に関する内部管理事務

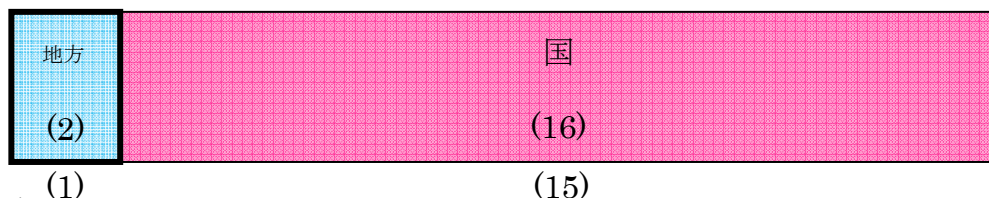
B 廃止・民営化等する事務（０事務）

C 国に残す事務（１６事務）

- ・ 国有林野事業に関する施策の企画及び立案
- ・ 国有林野の管理・処分及び活用
- ・ 森林治水事業の実施（国有林野）
- ・ 治山事業の実施

など

《事務・権限数で見た仕分けの現況》



平成 20 年
全国知事会提言

⑧ 漁業調整事務所

《仕分け結果の概況》

漁業の許可や取締り、沿岸漁業の振興など地域との関わりが強い事務は地方に移管し、国に残す事務は外国船舶に対する指導・取締りなどに限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

漁業調整事務所の事務・権限については外国船舶の指導・取締りを除き地方に移管する事務に仕分けしている。これらの事務の受け入れに当たっては漁業調整など地域間の利害調整を行う機能の確保を図る観点から、広域連携体制の強化を図る必要がある。

【事務・権限の仕分けの結果（９事務）】

A 地方移管する事務（７事務）

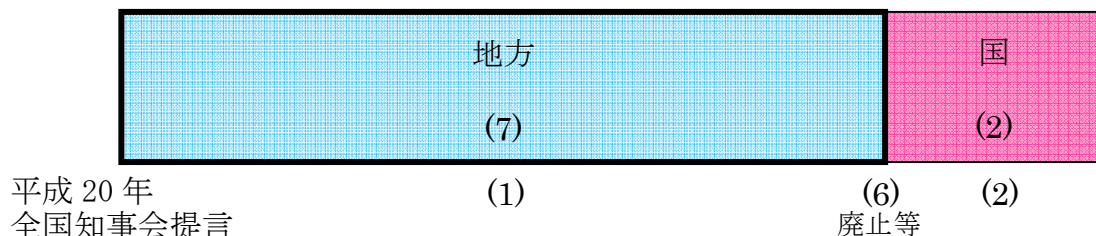
- ・ 漁業の許可等
 - ・ 漁業の取締り、漁業調整
 - ・ 沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の確保
 - ・ 外国漁船の寄港の許可
- など

B 廃止・民営化等する事務（０事務）

C 国に残す事務（２事務）

- 〔 ・ 外国船舶（大臣許可分）の指導・取締り
- など

《事務・権限数で見た仕分け現況》



⑨ 経済産業局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

地域の産業・経済の振興に関する事務は地方に移管し、国に残す事務は輸出入貿易管理や化学兵器に関する国際査察の立ち会い等に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（５８事務）】

A 地方移管する事務（３８事務）

- ・ 商工会議所に関する許認可・監督
 - ・ 新規産業の環境整備（産業クラスター、ベンチャー等）
 - ・ 消費者取引の適正化に関する事務（特定商取引法、割賦販売法）
 - ・ 電気・ガス事業に関する許認可・監査
 - ・ 各種リサイクル法施行に関する事務
- など

B 廃止・民営化等する事務（１２事務）

- ・ 国庫補助金支給事務（環境ビジネス支援）
 - ・ 計量士の試験の実施
 - ・ 競輪・オートレースの指導・監督
 - ・ 景気動向調査の実施
- など

C 国に残す事務（８事務）

- ・ 輸出入貿易管理（貨物の輸出許可等）、関税割当に関する事務
 - ・ 化学兵器の関連法令の施行（国際査察の立ち会い等）
 - ・ 原発立地、電源開発促進等
 - ・ 鉱業権の出願・登録等
- など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

	地方	廃止等	国
	(38)	(12)	(8)
平成 20 年 全国知事会提言	(39)	(0)	(12)

⑩ 地方整備局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備等に限定する。

《仕分けに当たっての留意事項》

- ・ 直轄国道の整備・保全は地方に移管する事務に仕分けしているが、高規格幹線道路（高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路）は国に残す事務に仕分けしている。
- ・ 複数の都道府県にわたる直轄河川の受け入れに当たっては治水・利水に係る上下流の利害調整や大規模災害への対応が必要となる。また、スーパー中枢港湾の整備や火山砂防など特殊な対応を要する事業については、一定の考慮が必要である。そのため、これらの事業については、直轄事業の移管を順次進める中で、広域連合等受入体制の整備や県間、国・県間の連携調整のための仕組みづくりを検討する。

【事務・権限の仕分けの結果（６６事務）】

A 地方移管する事務（３３事務）

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄国道の整備・保全（高規格幹線道路を除く） ・ 直轄河川・直轄砂防の工事・維持管理 ・ 国営公園の整備・管理 | など |
|---|----|

B 廃止・民営化等する事務（１５事務）

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金支給事務（国道、河川、公営住宅等） ・ 地方に対する指導・助言、調整（国道、河川、公営住宅等）など | など |
|---|----|

C 国に残す事務（１８事務）

- | | |
|---|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄国道の整備・保全（自動車専用道路） ・ 営繕工事の企画・立案・施工等 | など |
|---|----|

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方 (33)	廃止等 (15)	国 (18)
------------	-------------	-----------

平成 20 年
全国知事会提言

(33)

(1)

(32)

⑪ 地方運輸局

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である。

鉄道事業の許認可など地域振興に関わりの深い事務を地方に移管し、国に残す事務はＪＲに対する許認可、監督、外国船舶の監督等に限定する。

自動車の登録・車検、統計調査の実施等は廃止・民営化等する。

【事務・権限の仕分けの結果（４６事務）】

A 地方移管する事務（３１事務）

- ・ 鉄道事業の許認可・監査・行政処分（ＪＲ以外）
- ・ 観光振興に関する事務
- ・ 旅客自動車運送事業（バス・タクシー事業）の許認可・監査
- ・ トラック事業の許認可・監査
- ・ 倉庫業の登録・指導監督 など

B 廃止・民営化等する事務（１１事務）

- ・ 国庫補助金支給事務（観光振興・バリアフリー等）
- ・ 海事代理士・海技士等の試験の実施
- ・ 自動車の登録・抵当、車検
- ・ 統計調査の実施 など

C 国に残す事務（４事務）

- ・ 鉄道事業（ＪＲ）の許認可・監査・行政処分
- ・ 外国船舶の監督等 など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

地方	廃止等	国
(31)	(11)	(4)
(36)	(0)	(6)

平成 20 年
全国知事会提言

⑫ 地方航空局

《仕分け結果の概況》

航空行政は国に残す事務に仕分けしているが、国管理空港 20 港の整備管理については、国が設置し地方自治体が管理者となる特定地方管理空港へ移す道筋は残しておく。

【事務・権限の仕分けの結果（21 事務）】

A 地方移管する事務（0 事務）

B 廃止・民営化等する事務（0 事務）

C 国に残す事務（21 事務）

- ・飛行場の設置・管理
- ・空港の航空管制
- ・空港における航空機、空港内立入者及び車両の安全確保に関する事務
- ・航空機の運航の監督
- ・航空・鉄道事故調査委員会の調査に対する援助 など

《事務・権限数で見た仕分け結果》

	国
	(21)
地方 (3)	(12)

平成 20 年
全国知事会提言

⑬ 地方環境事務所

《仕分け結果の概況》

大半の事務を地方に移管することが可能である（廃止等する事務を除く）。

国に残す事務は廃棄物の輸出入や鳥獣の輸出入規制等に関する事務に限定する。

【事務・権限の仕分けの結果（３６事務）】

A 地方移管する事務（２６事務）

- ・地球温暖化防止に関する民間への助成
 - ・温室効果ガス排出量の報告受理等
 - ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等
 - ・国立公園の保護及び利用に関する規制
 - ・鳥獣保護区域内における鳥獣の捕獲許可等
- など

B 廃止・民営化等する事務（５事務）

- ・地球温暖化防止等に関する自治体への助成
- ・循環型社会形成推進交付金
- ・廃棄物処理法に基づく緊急時の措置命令・報告徴収・立入検査
- ・大気汚染防止法等に基づく緊急時の報告徴収・立入検査
- ・ラムサール条約湿地の保全等に関する自治体との調整

C 国に残す事務（５事務）

- ・廃棄物の輸出入に関する事務（輸出確認及び輸入許可等）
 - ・鳥獣の輸出入規制
- など

《事務・権限数で見た仕分けの現況》

地方 (26)	廃止等 (5)	国 (5)
平成 20 年 全国知事会提言	(18)	(3) (3)

⑭ 北海道開発局

【事務・権限の仕分けの結果】

地方整備局、地方農政局の業務に準じて仕分けする。

⑮ 沖縄総合事務局

【事務・権限の仕分けの結果】

今回検討の対象となった他の出先機関の業務に準じて仕分けする。
ただし、沖縄県が有する特殊事情に十分配慮することが必要である。

仕分け結果の全体像（全機関の合計）

	地方 (296)	廃止等 (97)	国 (135)
平成 20 年 全国知事会提言	(260)	(20)	(177)

仕分け結果として示した「地方・廃止等・国」の配分はあくまでも事務数による比較である。

このため例えば、地方整備局については全職員の 70%以上が従事する直轄国道及び直轄河川事業が、局全体の 66 事務中の 14 事務（21%）としかカウントされない等の限界がある。

6 重点分野等

(1) 重点分野の考え方

地方に移管すべき事務については「5 国の出先機関の事務の仕分け」で明らかにしたとおりであるが、これらの事務の全てを地方に移管し、国の出先機関を原則廃止するには、相応の準備期間が必要となる。

したがって、「5」の仕分け結果は、出先機関改革が目指すいわばゴールであり、最終的な姿といえる。

改革を着実に進めていくためには、地域事情にも配慮しつつ優先度の高いところから着手し、その成果を国民にわかりやすく示していく段階的な取組が重要である。

地方が国の出先機関の事務を十分に担い得ること、また地方が担った方が国よりも高い効果を上げられるという実績を一つ一つ積み重ねることで、改革に対する国民的な関心が高まり、これが次なる改革の推進力となる。

そこで先行的に改革に着手し、その着実な実現を図る観点から、「重点分野」を選定することとした。選定に当たっては、以下の諸点を考慮する。

- ・ 地方移管することで、二重行政の解消や地域・住民ニーズに対する柔軟な対応など、効果的な政策展開が期待できる分野
- ・ 地方分権改革推進委員会による勧告がなされたにもかかわらず、未だ実現していない分野
- ・ 機関が都道府県ごとに置かれたり、事務の執行に当たって都道府県間連携調整が比較的容易と考えられる分野
- ・ 機関の全て又は大半の事務の地方移管が可能であるなど、出先機関の廃止につながる分野

これら重点分野については移管の成果を早期に示す観点から、平成 24 年に策定される「地域主権推進大綱」を待つことなく速やかに移管の準備を進めるべきである。

(2) 最重点分野

重点分野のうち最重点分野を以下のとおり選定し、出先機関原則廃止を実現するためのリーディングケースとして位置づけ、特に重点的に移管を推進する。

最重点分野については平成 23 年の通常国会で事務の地方移管についての法整備を行い、平成 24 年 4 月 1 日から全国一律の実施を目指す。

① 職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）

都道府県労働局が所管する職業安定、労働保険の適用・認定・給付等、労働相談の各事務については重点的に地方移管を進める。

そのため、全国知事会としては、ハローワーク（公共職業安定所）の地方移管を強く求める。

都道府県労働局は都道府県単位に設置され、その所管区域と都道府県の区域は一致する。また、職業安定行政及び雇用保険行政は、平成 12 年の第一次地方分権改革まで約半世紀にわたり、各都道府県知事の指揮監督のもと地方事務官によって担われてきた経緯がある。

さらに、地方は生活保護をはじめとした福祉行政を行っており、ハローワークを地方移管することで総合的な雇用・福祉行政の展開が可能となる。（政府は平成 21 年末、地方公共団体等の協力を得てハローワークと生活保護等のワンストップサービスを数日間実施したが、利用者の視点からこうした雇用・福祉行政のワンストップ化を充実していくためには、ハローワークの地方移管が不可欠である。）

また、より効果的な政策展開の可能性という観点からも、都道府県が担う職業訓練や、都道府県が有する地元企業等との多面的なネットワーク、教育機関との緊密な連携を都道府県労働局の持つ職業紹介等の機能と一体化させることによって、地域のニーズに応じたきめ細かい就労支援をトータルで実施することが可能となる。

なお、職業紹介事業における全国ネットワークについては、既に国においてそのシステムが構築されていることから、そのシステムの維持管理のみ国（本省）が地方と協議しながら行う（またはシステム自体地方へ移管する選択肢もありうる）ことで、十分維持が可能である。

国はハローワークの地方移管は I L O 条約に違反すると主張しているが、条約批准国であるデンマーク等で地方移管している例もある。条約は国の機関でなければ職業紹介できない趣旨ではなく、現行制度の下でも地方移管は十分可能と考えられる。

② 直轄国道（高規格幹線道路を除く）

直轄国道については、全国的な道路ネットワークを形成する高規格幹線道路を除き、重点的に地方移管を進める。

特に、同一都府県内に起終点がある国道等、地方分権改革推進委員会が勧告で示した4要件に該当する直轄国道は速やかに地方移管を進める。

直轄国道の要件は、(1)高規格幹線道路、(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路、(3)重要な港湾・空港と(1)(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路とされている。

これに対し、地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月）では、国は全国的な交通ネットワークの形成を図ることを基本として、この要件のうち(2)(3)を見直し、具体的には①同一都府県に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間の4種類の区間に該当するものについては、原則として都道府県に移管するとした。

今回の全国知事会における検討では、「出先機関の原則廃止」を目指して、この考え方を更に踏み込み、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備に限定し、それ以外の直轄国道の地方移管を求めるものである。

高規格幹線道路を除く直轄国道は、地域における企業や個人の活動を支える地域的な社会資本としての機能を担っている。こうした直轄国道は、県管理国道、都道府県道とともに一体的に整備・管理すれば、効率性の向上が期待できる。また、渋滞箇所解消のための改良など、地域の課題に対して迅速な対応が可能となる。

以上のことから、高規格幹線道路を除く直轄国道の新設・改築、維持管理等の事務は、地域の振興に責任を持つ都道府県がそれぞれの地域政策や産業政策を踏まえながらこれと一体的に行うべきである。

直轄国道の移管に当たっては、都道府県をまたぐ一部の主要幹線国道については、当該国道の整備・管理に関して協議会等の広域的な受入体制が必要と考えられるものもある。こうしたものの移管については、受入体制が整った地域から、順次移管を進めていくことになる。

一方、少なくとも地方分権改革推進委員会が勧告で示した4要件に該当する直轄国道は、速やかに地方移管を進めるべきである。

③ 直轄河川（一の都道府県で完結するもの等）

一の都道府県内で完結する一級河川の直轄区間については、重点的に地方移管を進める。

また、河川流路が複数都府県にまたがる一級河川についても、関係都府県の調整が整えば地方移管を進める。

地方分権改革推進委員会の勧告では「一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する」としている。

この勧告を実現するとともに、環境、防災、まちづくりなど河川空間を多面的に捉え、総合的な流域治水を確立する観点からも、一の都道府県で完結する一級河川は重点的に地方への移管を進めるべきである。

また、複数の都府県にわたる河川についても、広域連合等受入体制が整っている地域については、一の都道府県で完結する河川に準じて地方移管を進める。

なお、②③については整備及び維持管理を含むが、整備も含めた財源スキームや必要となる事業費の算出に時間を要するのであれば、まずは「維持管理」から先行移管することも視野に入れた協議を進める。

(3) 重点分野

本報告「5 国の出先機関の事務の仕分け」で大半の事務の移管が可能な地方農政局、経済産業局、地方厚生局、地方運輸局及び地方環境事務所、これに準じる北海道開発局、沖縄総合事務局については、「国の出先機関を原則廃止する」との政府方針に沿って、重点的に地方移管を進める。

i 地方農政局

地方農政局が行っている地域の農業に対する支援等の事務は、地域密着性が高くまたは地域振興や住民生活とも深く関わる事務である。戸別所得補償の実施に当たり地方農政事務所の組織を拡充する動きもあるが、「地方にできることは地方に移管する」との考え方に照らせば、新制度が組織の肥大化はもちろん、存続の理屈に使われてはならない。

また、農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、地域における総合的な土地活用を図る観点から判断する必要がある。事務手続きの簡素化、迅速化を図るためにも地方に事務を移管すべきである。

地方農政局の行っている事務の大半は農業者団体や市町村など地域との連携や協力なくして実施はほとんど困難であり、地方移管によって高い効果の得られる分野である。本報告「11 各出先機関事務の仕分け一覧」において「地方」に区分した地方農政局の事務を地方に移管することが必要である。

ii 経済産業局

経済産業局の行っている産業振興に関わる事務は、例えば中小企業やベンチャーの支援、産学官連携の推進などであり、地方が独自に行っている施策等と重複する。これらを地域産業の構造や個々の企業の実態に精通した地方に移管し、きめの細かな支援を実施することが必要である。

産業政策においては「国際競争力の確保」の視点が重要なことは言うまでもないが、それは国（本省）と地方が連携して行えばよく、出先機関は不要である。また地方が互いに切磋琢磨することで国際競争力の向上につながっていく。

また、消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。

経済産業局の行っている事務の大半は地方移管によって高い効果の得られる分野である。本報告「11 各出先機関事務の仕分け一覧」において「地方」に区分した経済産業局の事務を地方に移管することが必要である。

iii 地方厚生局

地方厚生局が行っている保健、医療、福祉行政は住民の安心と安全に直接関わる事務である。住民に身近な地方において、現場の課題を迅速に把握し、きめ細かくサービスを提供していくことが必要である。

事務内容の中心は、医療法人や社会福祉法人、介護保険サービス事業者などを対象とした「指導・監督」である。これらの事務は、国が基準を定めることにより全国的な統一性を確保することができる。また、関係都道府県に域外権限を付与することによって迅速かつ的確な事務執行が可能となる。

したがって、本報告「11 各出先機関事務の仕分け一覧」において「地方」に区分した地方厚生局の事務を地方に移管することが必要である。

iv 地方運輸局

地方運輸局が行っている事務は、旅客自動車運送事業者（バス・タクシー）やトラック事業者、鉄道事業者などを対象とした「許認可」が多くを占めている。

これらの事務は国が統一的な基準を定めることにより「安全基準の全国一律性」を確保することができる。また専門性についても、その知識を備えた人材を地方に移管することにより確保することができる。地方において実施することが十分可能な事務である。

また、今後更に本格化する高齢社会を見据えれば、これからの地方運輸行政は、従前の「事業者」を対象とした指導・監督ではなく、高齢者など「人」を中心に利便性の高い交通体系を構築するという政策的な視点が重要となる。このような総合的な政策展開ができるのは、地域の実情に通じた地方において他にない。

したがって、本報告「11 各出先機関事務の仕分け一覧」において「地方」に区分した地方運輸局の事務を地方に移管することが必要である。

v 地方環境事務所

地方環境事務所の行っている事務は、地方が行っている環境政策と密接に関連するものであり、これらの事務を地域の事情に通じた地方に移管する必要がある。

たとえば、地球温暖化の防止対策について、既に多くの都道府県、政令指定都市が企業に目標や計画策定を義務付ける等の取組を行っている。また環境面のみならず、生活、仕事などライフスタイルの見直しという視点からも分野横断的に取り組み、成果をあげている例もある。

個別リサイクル法の立入検査等の実施についても、都道府県間の情報の共有化と域外権限の付与等により、現行体制で受け入れることが可能である。したがって、本報告「11 各出先機関事務の仕分け一覧」において「地方」に区分した地方環境事務所の事務を地方に移管することが必要である。

（４）先行的な事務移管の考え方

国の出先機関の事務移管に当たっては、改革を着実に推進する観点から、次のとおり、柔軟な対応を行う。

- ① 重点分野は、早期に地方移管を行う
- ② 重点分野の中には広域連携の受入体制等の整備が必要なものもあるので、体制が整った地域から段階的な移管を行う（手挙げ方式）。
- ③ 全国一律の移管が困難な事務については、特定地域において実験的な移管を行い（手挙げ方式）、それを突破口としていくような柔軟な取組を行う。
- ④ 段階的な移管や実験的な移管を行う場合には、全国規模で実施する時期（または全国規模の移管を行うか決する時期）を必ず明確にする。

出先機関の全ての事務を移管するには相応の期間が必要となるが、改革を着実に進めるには、成果を早い段階から国民に示していくことが重要である。

また、出先機関の改革は、個々の機関をとってみても、人の移管、財源の移管を伴う大きな改革であり、「段階的に移管を進める」また「実験的に地方に移管を行う」など柔軟な取組（手挙げ方式）を採用し、改革の障害や府省の抵抗を乗り越えていくべきである。

なお、手挙げ方式を採用する場合、事務の移管に当たって必要となる事項について法令上何らかの担保を設けるべきである。（例えば、「出先機関改革特区」など）

また、手挙げ方式を採用した場合、ある事務について国が引き続き実施している地域と都道府県が実施する地域が長期にわたって併存することは好ましくない。

このため、手挙げ方式を採用する場合、全国規模で移管する時期（または、全国規模で移管を行うかを「決する」時期）をあらかじめ明確にしておくことが必要である。

7 受入体制（広域連携の仕組み等）

事務の受入体制の検討に当たっては、現行の国の出先機関が都道府県単位か地域ブロック単位かという観点や事務・事業の範囲が一の都道府県内にとどまるか否か等の観点から類型化するとともに、広域連携の仕組みの特徴も踏まえて最適な受入体制を検討した。

（１）都道府県ごとに設置されている出先機関

都道府県ごとに機関が設置されている場合（ハローワーク等）には、原則として都道府県が単独で事務を受け入れる。

この場合、全国的な情報ネットワークの構築・運用等が必要な事務（ハローワークの総合的雇用情報システムの維持管理等）は

- ・国がシステムの維持管理や基準（ガイドライン）の作成を行い、執行は地方が担う方策
 - ・都道府県による協議会（または別途の団体）を設置して運用を行う方策
- など、事務の性格や利用者の利便性等を考慮して多様な方策を検討する。

（２）都道府県域を越えた地域を管轄する出先機関

- i 事務の対象や範囲が一の都道府県にとどまる場合は、原則として各都道府県が単独で事務を受け入れる。

- 例） ・事業範囲が一の都道府県にとどまる事業者に対する許認可
・一の都道府県で完結する直轄国道、直轄河川の管理

- ii 事務の対象や範囲が複数の都道府県にわたる場合は、基本的には各都道府県への移管を検討し、一定の連携が必要な場合に広域連合や協議会等の連携組織を設置する。（広域的な事務・権限の多くは、協議会の設置により対応可能であるが、包括的な事務・権限の移管等を受ける場合には、広域連合の設置が適していると考えられる。）

連携組織の設置は、事務の性格と受入体制の特性を踏まえ、多様な選択を可能とする仕組みとする。

なお、連携組織の設置が早期に整わない地域については、過渡的な方法として、一旦事務権限を都道府県に移譲した上で事務委託を行う仕組みも考えられる。

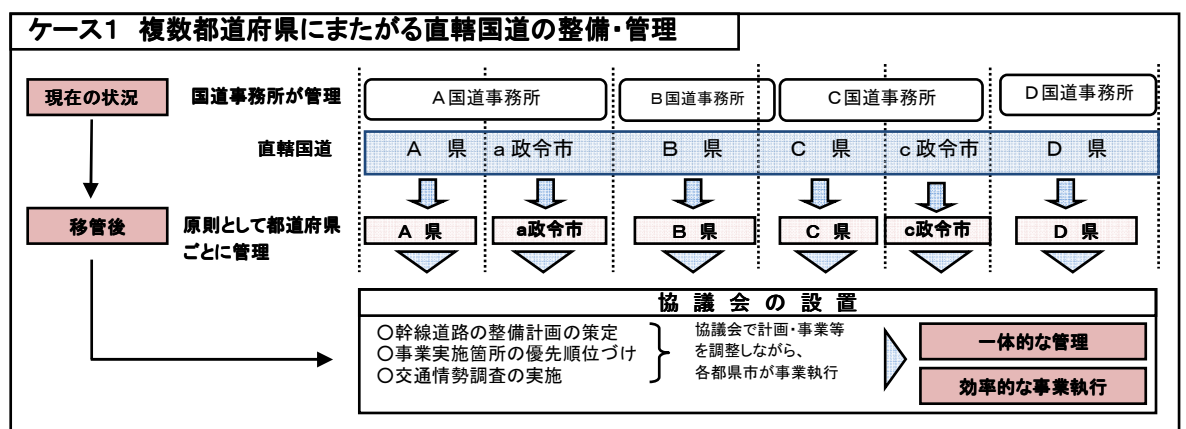
《受入体制の基本類型》

① 社会資本整備などの事業の実施に係る事務

【ケース 1】複数の都道府県にわたる直轄国道の例

都道府県域を越える路線であっても、実務上は複数の国道事務所が一の都道府県内で所管区域を定めて分担管理し、事業規模もおおむね一の都道府県にとどまる場合が多い。

したがってこれらの事務は原則として各都道府県で受け入れ、必要な連携調整は協議会等を設置することで対応可能である。

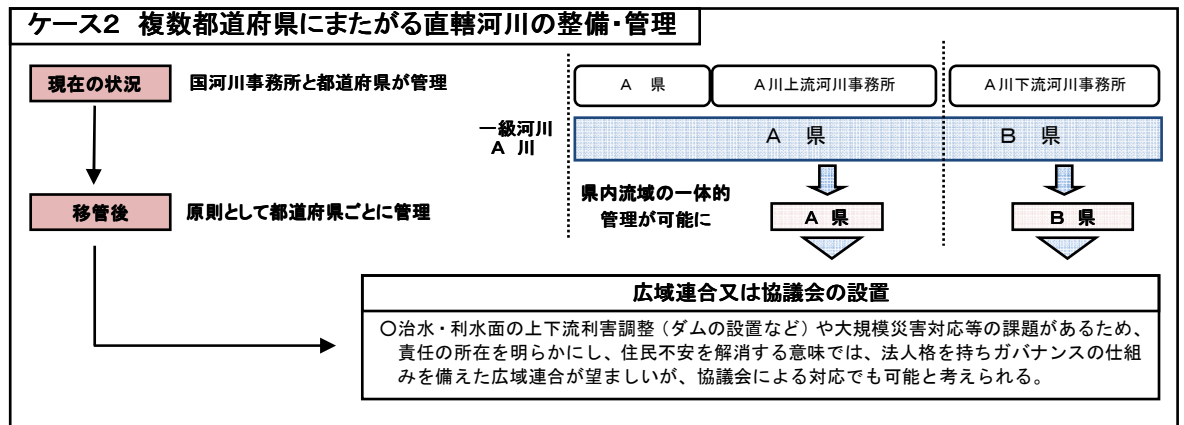


【ケース 2】複数の都道府県にわたる直轄河川の例

都道府県域を越える河川であっても、実務上は複数の河川事務所が所管区域を定めて分担管理している。また事業規模もおおむね一の都道府県にとどまる場合が多い。

ただし、河川行政の場合には、治水・利水にかかる上下流の利害調整や大規模災害への対応など特に緊密な連携体制の確立が必要である。また住民の不安を解消する観点からも責任の所在が明確でガバナンスの仕組みを備えた体制が望ましい。

したがってこれらの事務は広域連合を設置して移管を受けることが望ましいが、協議会方式でも連携の仕組みを整備・強化することによって対応することも可能である。



② 許認可や監査など行政権限の行使に係る事務

【ケース3】都道府県を越えて事業展開している事業者に対する許認可や検査・処分の例

広域的に事業展開している事業者に対する許認可等については、申請・許可を本社所在の都道府県が一元的に取扱い、その情報を関係都道府県に提供するなどの仕組みをあらかじめ確立しておくことにより対応が可能である。

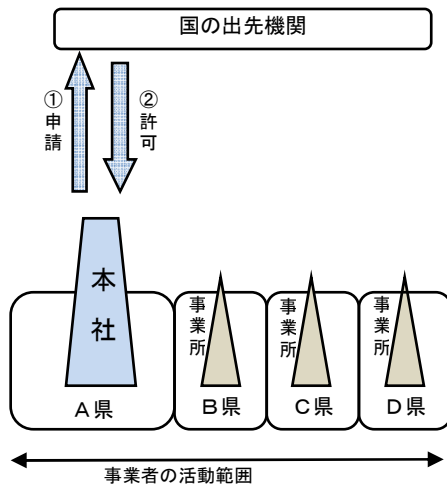
また検査や処分についても、事案が発生した都道府県が当該事務所に立入検査を行うとともに、他都道府県に所在する本社等に対し管轄圏域を越えて権限を行使できる「域外権限」を事案発生都道府県に付与することで対応が可能である。

ケース3 事業範囲が複数都道府県にまたがる事業者の許認可・処分等

許認可

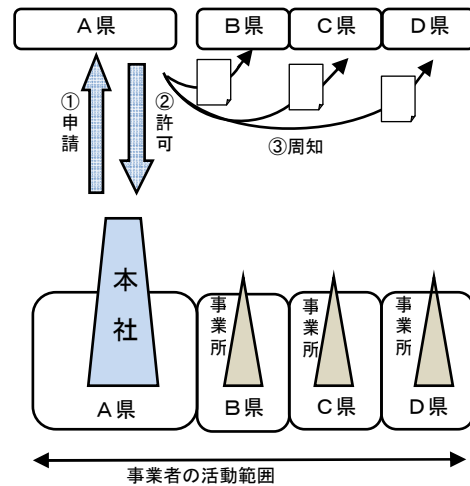
現在の状況

A県に本社のある事業者がA～D県で活動している場合、国の出先機関に許可申請。



事務移管後

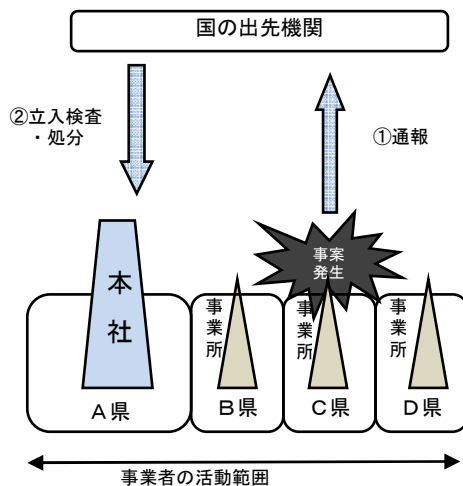
A県に本社のある事業者はA県に許可申請。
A県が許可した旨をB・C・D県間で情報共有。



検査・処分

現在の状況

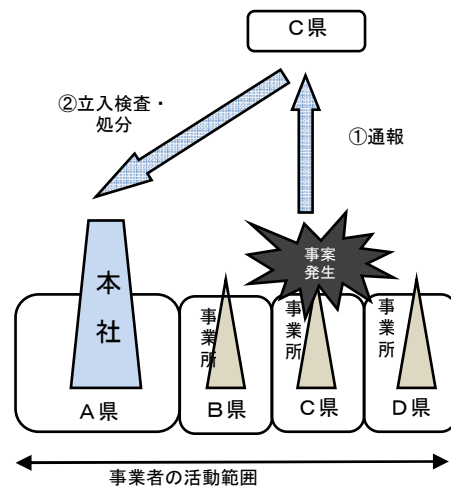
A県に本社のある事業者がC県で不正行為をした場合、国の出先機関が立入検査・処分。



事務移管後

域外権限を付与

事案が発生したC県がA県の本社に立入検査・処分。



(3) 既存の広域連携方策の見直しについて

以上のように、複数都道府県にわたる広域事務の移管については、広域連合や協議会など既存の広域連携の制度を活用して対応することが可能である。

広域連合制度については、設立や設立後の手続きに時間を要するなど機動性や簡便性の面で課題があるので、必要に応じて国に法改正などを働きかけていく。

8 国から地方への人材移管

国から地方への人材の移管は、身分の得失にかかわる極めてデリケートな課題である。したがって、できる限り丁寧に制度設計し、移管対象となる事務に従事する職員が雇用に関して不安を感じることをないように、国・地方ともに最大限の努力を払うべきである。

以下、移管対象となる事務に従事する職員の雇用が確実に確保される（国において、または地方において）ことを当然の前提として、人材移管の仕組みについて提言する。

(1) 人材移管に当たっての前提条件

国から地方へ人材を移管するに当たっては、まず国において組織・事務を徹底的にスリム化することが前提となる。

公務員の削減を国と地方で比較すると、地方は過去5年間で10.7%の削減を実現したにもかかわらず、国は3.2%の削減に止まっている。

地方が福祉や保健などマンパワーを必須とする分野を含んだ成果であることを考え合わせると、国の行革努力はまだ不十分であると言わざるを得ない。

人材移管に当たって、まずは国の責任において組織や事務のスリム化を徹底的に行うことが前提となる。なお、国の行革の責任を地方に押し付けるようなことがあってはならないことは当然である。

(2) 人材・人員の受け入れ

地方が主体的に人員と人材を選考できる仕組みとする。

移管を受け入れる人員の数について地方が主体的に判断できる仕組みとする。

また受け入れる人材についても、例えば国からの候補者の推薦や出先機関職

員を対象に公募を行い、これをもとに都道府県が任命権者として主体的に職員を選考する仕組みとする。

なお、人員の移管に当たり、現在国で従事している職員の雇用の確保について国・地方とも最大限配慮すべきである。

(3) 移管の方法

府省を退職し、移管先の都道府県の職員として採用することを基本とする。

移管の方法としては各府省を退職することによって国家公務員としての身分を離れ、新たに受け入れ先の自治体の職員として採用することを基本とする。

ただし、将来的に業務量が逡減する事務等や前述した「手挙げ方式」により一部地域に限って事務を先行移管する場合については、期間を定めた派遣で対応するなど、国と地方が協議の上で移管方法を決定する。

なお現在は国と地方の人材相互派遣制度が存在しないので、これを可能とする新たな制度の創設が必要である。

(4) 給与等の取扱い

給与、退職金及び共済の取扱いについては任命権者である都道府県知事の定める規定によることとする。

① 給与の取扱い

給与は移管先の都道府県の規定に基づいて格付けを行う。

人員移管に対する給与の支払いにより必要となる財源は、移管人員数に基づき積算した額を「交付金」によって措置することにより、「必要額」を確保する。

将来的には税源移譲等を視野に入れた恒久的な財源措置を検討する。

② 退職金の取扱い

退職金は移管先の都道府県の規定に基づいて決定する。

退職手当の支給に当たっては、都道府県に採用される前の国の在職期間が都道府県に負担をもたらすことのないよう、移管人員数に基づき積算した額を「交付金」によって措置することにより、「必要額」を確保する。

③ 共済の取扱い

移管対象職員の長期給付積立金を国から地方に移管した上で、地方の共済が国の共済加入期間も通算した支払いを行う。

（５）人材移管に係る総合調整

円滑な人材移管を進めるため、国と地方が対等の立場で協議し、人材移管の総合的な調整を行う組織を設置する。

人材移管のための協議は、国と各都道府県との間で個別又はブロック単位に進め、両者の合意の下に決定されるのが基本である。

しかし、円滑な人材移管を進めるためには、移管方式（ルール）を統一的に定めておく必要がある。

そのために、国と地方が対等の立場で協議し、人材移管の総合的な調整を行う組織を設置する。この調整機関において、人材移管に伴う新たな課題への対応や国と各都道府県の見解が対立した場合の調整等も行う。

９ 国から地方への財源移譲

国から地方への権限移譲に関して、地方側の最大の懸念は移管される事務事業に見合った財源がきちんと確保されるかという問題である。

昨年の地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた直轄国道・直轄河川の移管協議においても、財源移譲に関する国側の姿勢が明確に示されなかったことが最大のネックとなって個別の移管協議が進展しなかったという経緯がある。

事務の地方移管に当たり、国はその責任において財源移譲に関する措置を明確に示さなければならない。

（１）基本的な考え方

地方に移管された事務事業の実施にあたり財源の不足が生じないように必要総枠を確保し、国から地方に財源移譲する。（国から地方へ移管された人員に係る人件費も含む。）

その際、社会資本整備に関しては、一定の整備水準が確保されるよう地域ニーズに応じた財源手当を行う。

（２）財源確保措置

① 当面の財源確保

当面は事務事業の実施に必要な財源総額を交付金により確保する。

国から地方への事務移管に当たっては、事業単位の必要経費を積算した上で交付金によって所要額を措置することとし、その積算に当たっては長期的な財政需要（例えば、インフラ整備に係る更新投資など）も織り込む仕組みとする。

また、社会資本整備関連などの継続事業については、事業（整備）計画に基づき必要額を積算した上で交付金により確実に措置し、全国的に一定の整備水準が確保されるよう配慮すべきである。

② 将来の財源確保

将来的には税財源の移譲により、地方の新たな役割に見合う税財源を確保し、地域の自立性を高める。

偏在性が小さく税収の安定性を備えた税源を中心に移譲を行うとともに、税財源移譲のうち一定部分については、地域の財政需要にも配慮して、必要な財源調整を行う。

10 出先機関の縮小過程における国の事務・権限の執行組織

出先機関改革を実効あるものとしていくには、出先機関の縮小を着実に進める具体的なプロセスを明示することが必要である。また、事務の移管に当たっては、国から技術的な助言や資料・データの提供等必要な支援を適宜受けつつ、各地域の実情や意見を十分考慮して移管を着実に進めることが重要である。

《国の執行組織の徹底的なスリム化》

国に残る組織のあり方を考える前提として、国自身による徹底的なスリム化を行うことが不可欠である。

本報告では仕分けのジャンルとして廃止・民営化という区分を設定し、多くの事務をここに仕分けした。

国の出先機関の改革は、国の行政改革としての側面も併せ持つ。今回の仕分けにおいて、「国に残す事務」とした事務についても、本省ではなく出先機関が実施しなければならない事務か、国自らが「出先機関を原則廃止する」との方向に沿って真摯に検討すべきである。

《国出先機関をめぐる絶えざる改革の実施》

地域主権改革を実現する観点から、「国に残さざるをえない」とした事務・権限や今回の報告では見直しの対象としなかった財務局（財務事務所）や国税局（税務署）なども含め、更なる地方移管の可能性を検討していく必要がある。

《国の事務執行体制のあり方》

以上の考えを前提としながら、今後の国の事務執行体制のあり方について付言しておく。

- ・ 出先機関の縮小過程における国の執行組織は、地方への事務移管に伴い段階的に縮小・簡素化を図るとともに各府省縦割りの弊害を除去するため、府省を横串でさしたような組織体制とする。最終的には総合連絡事務所のような極めて簡素な組織とすべきである。
- ・ 国の地方組織には、地方分権改革推進委員会第2次勧告が指摘しているように、地域との連携やガバナンス確保の仕組みの導入が必要である。同委員会勧告が提示しているように、区域内の関係地方自治体から成る協議会を法律に基づき設置し、国の地方組織が地域住民に説明責任を果たし、また評価・監視される場として活用すべきである。

1 1 各出先機関事務の仕分け一覧

総 合 通 信 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国				
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	内部管理事務(地方移譲に係るもの)	○			—			—			
	2	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	○					○	—			
	3	電波利用料の徴収等			○			○	—			
情報通信部	4	電気通信事業の登録・届出等	○					○	—			
	5	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)	○					○	—			
	6	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(民間に対する助成)	○					○	—			
	7	同上(国の委託研究)	○					○	—			
	8	情報通信技術(ICT)に関するベンチャー支援(独立行政法人への推薦)	○					○	—			
	9	同上(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における経営革新計画の承認等)	○					○	—			
	10	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	11	公共情報サービスシステムに係る標準仕様の策定(民間に対する委託実験)	○			—			—			
	12	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)	○					○	—			
13	同上(対地方自治体)		○				○	—				
放送部	14	放送局の許認可等			○			○	—			
	15	民放テレビ難視聴解消事業	○					○	—			
	16	日本放送協会の監督			○	—			—			
	17	放送大学学園の監督			○	—			—			
無線通信部	18	ケーブルテレビ等の許認可等	○					○	—			
	19	電波有効利用の促進(周波数の割当計画等の策定)			○			○	—			
	20	無線局の免許等			○			○	—			
電波監理部	21	無線従事者の免許			○			○	—			
	22	電波監理(電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等)			○			○	—			
	23	高周波利用設備の許可・監督			○			○	—			
		登録点検事業者の登録・監督			○			○	—			
		電波利用環境保護に関する周知広報			○			○	—			
	電波適正利用推進員活動の推進			○			○	—				

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
監信 理書 官使	24	信書便事業の監督	○					○	－			
28	合計		13	2	13	0	0	24	0	0	0	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）〕
○ 下記*のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

※ 下表「仕分け」欄の「地方分権改革推進委員会第2次勧告（H20.12.8）」の仕分けを指す（以下この章において同じ。）。

法 務 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	総合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等			○	—			—			
訟務部	3	国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務			○			○	—			
民事行政部	4	公証に関する事務 ・公証人の指導監督等	○			○			—			
	5	市町村が実施する戸籍事務に関する助言、勧告、指示等	○			○			—			
	6	国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務 等	○			○			—			
	7	各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託 等	○			○			—			
	8	各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記 等	○			○			—			・国の出先機関原則廃止の観点から地方移管とするが、司法制度と密接な関連を有するものであり、国に残すべきとの意見もあるため、今後更に検討する
	9	司法書士に対する指導、司法書士会の会則の認可に関する事務等	○			—			—			
	10	土地家屋調査士に対する指導、土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等	○			—			—			
	11	司法書士試験の実施		○		—				○		
人権擁護部	12	土地家屋調査士試験の実施		○		—				○		
	13	人権擁護に関する事務 ・人権擁護委員の委嘱に関する事務等 ・人権侵害事件に係る調査・救済・予防等 等	○			○			—			
14	合計		9	2	3	7	0	2	0	2	0	

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

地方厚生局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務課	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	内部管理事務(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	国家試験の実施 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師の国家試験		○				○		○		
	3	医療法人(広域)等の監督	○			○			—			
	4	国開設病院等の監督	○			○			—			
	5-1	指定医療機関等の指定等 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 ・特定感染症医療機関からの報告聴取等	○			○					○	
	5-2	同上 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定	○			○			○			
	6-1	同上 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	○			○			—			
	6-2	同上 ・医療観察法に基づく指定医療機関の指定等	○					○	—			
	7	病原体等の管理対策(民間)	○			○			—			
	8	同上(地方自治体)		○		○			—			
	9-1	養成施設等の指定、講習会の指定等 ・養成施設等の指定 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	○			○					○	
	9-2	同上 ・養成施設等の指定 栄養士、調理師、製菓衛生師	○			○			○			
	10	生活衛生同業組合振興計画の認定	○			—			—			
	11	複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合(広域)の許可	○			—			—			
	12	補助金の執行等 ・学校法人への臨床研修費等補助金 等	○					○	—			
	13	同上 ・保育所運営費国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、結核医療費、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金等		○				○	—			
	14	社会福祉法人(広域)等の認可	○			○			—			
15	生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督		○		—			○				

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
健康福祉部等	16	消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認	○			○			—			・制度全般のあり方についての議論の状況を見極めた上で、今後さらに国と地方の役割分担を整理する
	17	民生委員・児童委員の委嘱	○			○					○	
	18	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)	○			○			—			
	19	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	○			○			—			
	20	医師等の臨床研修施設等の指導監督	○			○			—			
	21	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等	○			○			—			
	22	登録検査機関の登録等 ・食品衛生法の登録検査機関	○			○			—			
	23	指定検査機関の指定等 ・食鳥検査法の指定検査機関	○			○			—			
	24	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	○			○					○	
	25	健康保険組合等の指導監督	○					○	—			
	26	国民健康保険の保険者の指導	○			○			—			
	27	後期高齢者医療制度に係る市町村広域連合の指導等	○			○			—			
	28	企業年金制度等(厚生年金基金及び確定拠出年金等)の運営に関する業務	○					○	—			
	29	保険医療機関、社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督等、社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	○			—			—			
	30	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)	○					○	—			
	31	介護保険・サービスに関する指導	○			○			—			
	32	児童扶養手当支給に関する都道府県及び市町村の指導		○		—			—			
	33	生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等	○			○			—			
	34	毒劇物営業者の登録等	○			○			—			
	35	医薬品等の輸入届の確認、医薬品等の輸入監視			○	○			—			
		医療の安全に対する取組の普及及び啓発		○			○		—			
		地域医療の確保・推進など		○			○		—			
		輸出水産食品関係施設の監視指導			○			○	—			
		消費生活協同組合の検査指導	○			○			—			
		社会福祉法人の指導監査	○			○			—			
		医療費適正化計画、医療計画、健康増進計画、地域ケア整備構想を国と都道府県が一体となって策定・推進するための助言指導など		○			○		—			
		36	麻薬等犯罪捜査に関する事務	○			○			—		

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
麻薬 取締部	37	麻薬営業者等の許可等	○			—			—			
	38	予防・啓発(麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動)	○			—			—			
	39	薬物乱用者やその家族からの相談への対応	○			—			—			
49	合 計		38	8	3	29	3	9	3	1	4	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
 ○ 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

都 道 府 県 労 働 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部等	1	内部管理事務	○			○			—			
	2	総合的な施策の企画	○			○			—			
	3	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	○			○					○	
	4	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	○			○			—			
	5	労働保険事務組合の業務に係る監督	○			○			—			
	6	労働基準監督署・公共職業安定所の指揮監督	○			—			—			
労働基準部	7	労働条件、労働者の保護などに関する監督等	○			○			—			
	8	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	○			○			—			
	9	社会保険労務士に関する監督等	○			○			—			
	10	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等	○			○			—			
	11	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施・賃金構造基本統計調査		○		—				○		
	12	労働基準監督署の指揮監督	○			—			—			
職業安定部等	13	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	○			○			—			
	14	同上(地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督)		○		○					○	
	15	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	○			○			—			
	16	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告) ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	○			○			—			
	17	雇用対策に係る事業主に対する助成	○			○			—			
	18	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	○			○			○			
	19	公共職業安定所の指揮監督	○			—			○			
雇用均等室	20	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・勧告) ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	○			○			—			
	21	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)	○			—			—			
	22	両立支援に取り組む事業主への助成	○			○			—			
22	合計		20	2	0	17	0	0	2	1	2	

中 央 労 働 委 員 会 地 方 事 務 所

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
地方調査官	1	中央労働委員会の地方における事務の整理 ・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務			○			○			○	・全ての事務を中央労働委員会本局に移管し、地方事務所は廃止
1	合計		0	0	1	0	0	1	0	0	1	

地方農政局

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局(仮称)に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局(仮称)に統合する。
 ○ 地方農政事務所を廃止する。

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2-1	農業協同組合等の検査	○					○	—			
	2-2	同上(金融検査)			○			○	—			
消費・安全部	3	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	○			○					○	
	4	日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査等	○			○			—			
	5	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(交付金等の交付に関する事務)		○				○	—			
	6	同上(農薬・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査等)	○			○			—			
	7	病虫害の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	8	同上(地方自治体による防除対策の調整)		○		○			—			
	9	食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談	○			○			○			
	10	食育の推進に関する事務(民間に対する助成)	○			○			—			
	11	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	12	同上(民間に対する広報啓発)	○			○			○			
	13	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する立入検査等	○			—			—			
		農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する事務(国庫補助事業関連)		○				○	—			
食糧部	14	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	○			—			—			
	15	主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務 ・生産調整方針の認定 ・出荷・販売業者等の立入検査 等	○					○	—			
	16	同上 ・米穀の買入れ、売渡し等			○			○			○	
		食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関する事務			○			○	—			
		主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関する事務	○					○	—			
	17	園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務(民間に対する調整)	○				○		○			
	18	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	19	同上(地方自治体による生産・流通対策等に係る調整)		○			○		○			
	20	商品取引所の立入検査等	○			—			—			
	21	中央卸売市場の検査・指導等	○			—			—			

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
生産経営流通部	22	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する助成)	○			○			—			
	23	同上(民間に対する広報啓発)	○			○			○			
	24	食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等	○			—			—			
	25	事業協同組合等の設立認可等	○			—			—			
	26	水田・畑作経営所得安定対策に関する事務	○			—			—			
	27	農業経営の改善及び安定に関する事務(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	28	同上(災害対策に関する地方自治体との調整)			○			○	—			
	29	農業構造の改善に関する事務(民間に対する助成)	○			○			—			
	30	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	31	農業を担うべき者の確保に関する事務(民間に対する助成)	○			○			—			
	32	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	33	農業協同組合等の業務に関する指導・認可等	○			—			—			
	農業技術の改良及び発達に関する事務	○				○		—				
農村計画部	34	農業振興地域の整備に関する法律、優良田園住宅建設促進法等に基づく地方自治体から国への協議等		○			○			○		
	35-1	農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等		○			○		—			
	35-2	同上(災害復旧に係るもの)			○			○	—			
	36	土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等)	○			○					○	
	37	同上(補助事業の計画審査等)		○				○	—			
	38	農地の転用に関する事務	○			○			○			
	39	都市計画法に基づく国土交通大臣との調整		○		—				○		
	40	直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整	○			—					○	
	41	土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務	○				○		—			
	42	都市農村交流に関する事務(地方自治体に対する支援)		○		—			—			
	43	同上(民間に対する支援)	○			—			—			
		土地その他の開発資源の調査に関する事務	○			○			—			
		地すべり等防止法の規程による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務	○			○			—			
44	土地改良事業等の実施(直轄事業の実施)	○			○						○	

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
整備部	45	同上(補助事業の実施についての指導及び助成)		○				○	—			
	46	同上(地域協議会等に対する支援)	○			—			—			
	47	中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援	○					○	—			
統計部	48	農林水産業に関する統計調査の実施 ・牛乳乳製品統計調査 ・作物統計調査 ・海面漁業生産統計調査 ・木材統計調査 ・農業経営統計調査 ・農林業センサス(法定受託事務に係るものを除く。) ・漁業センサス(法定受託事務に係るものを除く。) 等		○		○			○			
57	合計	34	17	6	18	6	20	7	2	5		

森 林 管 理 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)				
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
企画調整室・部	1	森林管理局の所掌事務に関する総合調整				○			○	—			
	2	国有林野事業に関する施策の企画及び立案				○			○	—			
	3	国有林野事業の監査				○			○	—			
総務部	4-1	内部管理事務				○			○	—			
	4-2	同上(地方移譲に係るもの)		○			○			—			
	5	森林管理署の所掌事務の運営に関する総合的監督				○			○	—			
計画部	6	国有林野の経営計画の作成				○			○	—			
	7	国有林野事業における技術の開発				○			○	—			
	8	国有林野の管理・処分及び活用 ・国有財産としての管理 ・道路、電気・通信事業等の公共用地としての国有林野の貸し付け ・ダム用地や森林公園としての国有林野の売り払い ・国有林野を活用した施業指標林の設置や森林整備活動の場の提供 等				○			○	—			
		国有林野の境界確定及び境界の保護並びに測量等				○			○	—			
森林整備部	9	国有林野の産物及び製品の販売				○			○	○			
	10	国有林野の造林その他の森林の整備				○			○	○			
	11	国有林野の保安林の指定・解除に関する事務				○			○	—			
	12	森林治水事業の実施(国有林野)				○			○	—			
	13	同上(民有林野)		○			—					○	
	14	地すべり防止に関する事業の実施(民有林野)				○	—					○	・「民有林野」に関する事務は地方移管が可能
	15	国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護				○			○	○			
		林道の開設及び改良				○			○	—			
18	合計		2	0	16	1	0	15	0	3	2		

漁 業 調 整 事 務 所

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務係・課	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
資源課 (指導課)	2	海洋生物資源の保存及び管理(資源回復計画の実施を担保するための漁業調整委員会の指示等に関する事務)	○				○		—			
	3	漁業の許可等	○				○		—			
		沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査	○				○		—			
岸漁業・監沖合課 (調整課、沿岸)	4	漁業の取締り、漁業調整	○				○		—			
	5	外国漁船の寄港の許可	○				○		—			
		外国船の取締、大臣許可分の取締			○			○	—			
他 その	6	漁船の検査	○				○		—			
9	合計		7	0	2	1	6	2	0	0	0	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

経 済 産 業 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務企画部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務に係るものを除く。) ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査 ・埋蔵鉱量統計調査 ・ガス事業生産動態統計調査		○		○				○		
地域経済部	3-1	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援 ・ベンチャー支援事業 等	○			○			○			
	3-2	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	4	商工会議所に係る許可・監督に関する事務	○			○			○			
	5-1	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務 ・情報処理の促進に関する事務	○			○			—			
	5-2	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	6	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	○			—			—			
	7	工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務	○			○			—			
	8	産業財産権に関する相談事務 ・知的財産権に関する相談受付、説明会	○			—			—			
	9	産業財産権に関する確認事務 ・中小企業に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付	○			○			—			
		地域経済動向の把握及び分析等	○			○			—			
		金融・税制・企業法制等経済構造改革の推進等	○			○			—			
	10-1	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関連する事務 ・新連携支援に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務 ・農商工連携に関する事務 等	○			○					○	
	10-2	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	11	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等 ・官公需対策に関する事務 等	○			○			—			
12	中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告検査等に関する事務 等	○			○			—				
13	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	○			○			—				
14-1	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務 等	○			○			—				
14-2	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—				

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)		
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)					
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国			
産 業 部	15-1	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等		○			○				—		
	15-2	同上(地方自治体に対する助成)			○				○		—		
	16	消費者取引の適正化に関する事務 ・特定商取法に基づく報告・立入検査の事務 ・割賦販売法に基づく許可割賦販売業者、前払い式特定取引業者に 対する報告徴収・立入検査の事務 等		○			○					○	
	17	消費生活の相談に関する事務		○			—					○	
	18	消費生活用製品等の安全確保に関する事務 ・消費生活用製品安全法に基づく製造・輸入業者への立入検査等の 事務 ・電気用品安全法に基づく製造・輸入業者への立入検査等の事務 等		○			○					○	
	19	商品取引所への立入検査等に関する事務		○			—				—		
	20-1	コンテンツ産業等の振興に関する事務		○			○				—		
	20-2	同上(地方自治体に対する助成)			○				○		—		
	21	競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・自転車競技法に基づく届出の経由 ・小型自動車競争法に基づく届出の経由 等			○		○				—		
	22	航空機・武器の関連法令の施行に関する事務 ・航空機製造事業法に基づく航空検査技術者の届出 ・航空検査技術者による製造確認の届出 等		○			○				—		
	23	化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法(条約実施法)に基づく国際査察の立ち会いに関す る事務 等				○	○				—		
	24-1	伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務 等		○			○				—		
	24-2	同上(地方自治体に対する助成)			○				○		—		
	25	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等		○			—			○			
	26	適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造、修理、販売業者等の届出、命令、検査 等		○			—				—		
	27	計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保 等			○		—				○		
	28	アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に 関する許可、業務改善命令 等		○			○				—		
		化学物質等の規制に関する業務		○			○				—		
		物流・流通業務効率化等、サービス、デザイン産業等の発展基盤整 備等		○			○				—		
	29	電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電事法に基づく電気事業の業務の監査 等		○			○				—		
	30	ガス事業の許認可・監督、監査に関する事務 ・ガス事業法に基づくガス事業の業務の監査 等		○			○				—		
	31	エネルギーに関する広報に関する事務		○			○				—		
	32	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		○			○					○	

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止・ 民営	国	地方	廃止・ 民営	国	地方	廃止・ 民営	国	
資源 エネルギー 環境部	33	同上 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	○			○			—			
	34	環境ビジネス支援等に関する事務(国庫補助事業に関すること)		○				○	—			
	35	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等	○			○					○	
	36-1	新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進	○			○			—			
	36-2	同上 ・新エネの事業化支援(国庫補助事業に関する事務)		○				○	—			
	37	電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務			○			○	—			
	38	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油(ガソリン)販売業者の登録業務、報告、立入検査 等	○			○			—			
	39-1	鉱業権の出願・登録等に関する事務 ・鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定 等			○	○			—			
	39-2	同上(国庫補助事業に関する事務) ・鉱物資源の開発・研究等に対する支援			○			○	—			
	39-3	同上 ・鉱害賠償の担保の供託、積立、和解の仲介、指定法人の指導等			○	○			—			
40	採石業・砂利採取業の権利の調整等 ・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務 等	○			○			—				
(産業部(北海道、東北、関東、中国、四国)、地域経済部)	41	輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可 等			○	○			—			
	42	関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当			○	○			—			
	43	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・産業交流の深化・拡大のためのセミナー、商談会 ・情報提供を目的とした英語版ビジネス環境説明冊子の作成 等	○			○			—			
58	合計	38	12	8	39	0	12	3	2	6		

【地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

地方整備局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2-1	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務			○			○	—			
	2-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
企画部	3	公共事業間の調整(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	4	同上(直轄事業と関係する地方自治体事業に係るもの)	○			○					○	
	5-1	国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)			○			○	—			
	5-2	国土計画等に係る調査・調整(広域地方計画に係るもの)	○					○	—			
	6	事業評価及び費用の縮減に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	7	同上(地方自治体事業に係るもの)	○			○					○	
	8-1	技術的審査、検査及び調査(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	8-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
	9-1	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	9-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
	10-1	積算基準に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	10-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
	11-1	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	11-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
	12	地方自治体による建設機械類の整備に係る助成		○		○			—			
	13-1	防災業務計画等の策定			○			○	—			
	13-2	防災業務計画等の策定(地方移譲に係るもの)	○					○	—			・広域的な危機管理体制等について今後検討が必要
14	土地収用法に基づく事業認定(対地方自治体)	○			○			—				
15	同上(対民間)	○			○			—				
16	建設業の許可	○			○			—				
17	宅地建物取引業の免許	○			○			—				

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
建 政 部	18	建築基準法の施行に関する事務(確認検査機関の指定等)	○			○			—			
	19	建築士法の施行に関する事務(一級建築士の登録等)	○			○			—			
	20	都市計画及び都市計画事業等に関する事務(地方自治体の都市 計画事業に対する助成等) ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・都市公園事業 ・下水道事業 等		○			○		—			
	21-1	同上(地方自治体の都市計画の同意等) ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等		○			○		○			
	21-2	同上(地方自治体の都市計画の同意等):地方移譲に係るもの ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等		○		○			○			
	22-1	国営公園の整備及び管理に関する事務(直轄公共事業)	○				○				○	
	22-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○		○				
	23-1	同上(占用・行為許可等)	○				○				○	
	23-2	同上(占用・行為許可等):地方移譲に係るもの	○			○		○				
	24	住宅整備事業(地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成 等)		○		○			—			
	25	同上(地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等)		○		○		○				
	26-1	国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)			○		○	—				
	26-2	国土計画等に係る調査・調整(広域地方計画に係るもの)	○				○	—				
河 川 部	27	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○				○	○			・直轄河川は原則地方移 管 ・広域連携体制等につい て今後検討が必要	
	28	河川等の利用、保全に関する許認可等	○				○	○			・広域連携体制等につい て今後検討が必要	
	29	都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(補助 事業による助成)		○			○	—				
	30	同上(指導・監督等)		○		○		—				
	31	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○				○			○	・広域連携体制等につい て今後検討が必要	
	32	都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(補助 事業による助成)		○			○	—				
	33	同上(指導・監督等)		○		○		—				
道 路 部	34-1	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施(高規 格幹線道路)			○		○			○	・高規格幹線道路は国、 その他の国道は地方移管	
	34-2	同上(その他の国道)	○			○		○				
	35-1	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路)			○		○			○		
	35-2	同上(その他の国道)	○			○		○				

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
35-3	同上(補助金等の交付等)		○				○	—			
36	地方自治体が実施する指定区間外の一般国道、都府県道及び市町村道の整備及び保全に関する事務(補助事業による助成)		○		○			—			
37	同上(指導・監督等)		○		○				○		
38	港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	○			○			—			
39-1	港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務(港湾計画の審査)		○			○				○	・全国的な方針は国が策定 ・国際的、全国的な見地が必要とされる港湾の整備のあり方については今後検討が必要
39-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
39-3	同上(広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等)	○			○					○	
39-4	同上(安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必要とされる計画の審査等)	○					○			○	
40	港湾等の整備及び保全に関する助成に関する事務		○		○			—			
41	港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務	○			○					○	
42	飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務			○			○	—			・国管理空港の整備・管理は原則として「国に残る事務」として整理
43	営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等			○			○	—			
44	官公庁施設に関する指導及び監督			○			○	—			
45-1	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務			○			○			○	
45-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
46-1	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務			○			○	—			
46-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
66	合計	33	15	18	33	1	32	7	3	24	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
 ○ 運輸支局を廃止する。

地 方 運 輸 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
企 画 観 光 部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の 総括	○			○			—			
	3-1	観光振興等 ・民間に関する助成 ・地域に対するコンサルティング 等	○			○			○			
	3-2	同上 ・国際観光振興	○			○					○	
	3-3	同上 ・観光関係国庫補助事業に関する事務		○				○	—			
交 通 環 境 部	4-1	交通バリアフリーの推進、環境対策、物流振興・効率化施策の推進に 関する事務の総轄	○			○			—			
	4-2	同上(バリアフリー関係国庫補助事業に関する事務)		○				○	—			
	5	倉庫業の登録・指導監督	○			○			—			
		地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の 保護並びに地方運輸局の所掌に関する情報化に関する基本的な政 策の企画及び立案	○			○			—			
鉄 道 部	6-1	鉄道事業等の許認可・監査・行政処分 等 ・鉄道事業 ・索道事業 ・専用鉄道	○			○			—			・JRに対する許認可等は 引き続き国で実施
	6-2	同上 ・鉄道事業(JR)			○	○			—			
	7	軌道事業の許認可・監査・行政処分 等	○			○			—			
	8-1	鉄道等に関する助成	○			○			—			・JRに対する助成は引き続 き国で実施
	8-2	同上(JR)			○	○			—			
	9	統計調査の実施 ・鉄道車両等生産動態統計調査	○			○				○		
		鉄道関係国庫補助事業に関する事務		○				○	—			
自 動 車 交 通 部 等	10	旅客自動車運送事業の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業	○			○			○			
	11	トラック事業の許認可等	○			○			—			
	12	自動車運送事業に対する助成	○			○			—			
	13	政府の管掌する自動車損害賠償保障事業	○			○			—			
		バス関係国庫補助事業に関する事務		○				○	—			
自 動 車 技 術	14	自動車の登録・自動車抵当		○		○				○		
	15	自動車の整備命令に関する業務、自動車検査に関する業務 等		○		○			—			
	16	自動車整備事業の認可・監査等	○			○			—			

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
安全部等		貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する業務の監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事務 等	○			○					—	
		道路運送の安全の確保に関する事務 等	○			○					—	
海事振興部	17	海上運送事業等の許認可・監査・行政処分	○			○					—	
	18	港湾運送事業等の許認可・監査・行政処分	○			○					—	
	19	造船業の許認可・監督等	○			○					—	
	20	統計調査の実施 ・造船造機統計調査 ・船員労働統計調査 ・内航船舶輸送統計調査			○		—				○	
	21	海事代理士に関する登録等	○				—				—	
	22	海事代理士試験の実施			○		—				○	
	23	船員の職業紹介	○			○					—	
	24	船員の雇用保険関係	○			○					—	
		離島航路関係国庫補助事業に関する事務			○				○		—	
海上安全環境部	25	船舶検査	○			○					—	
	26	運航労務監査	○			○					—	
	27	外国船舶の監督等			○	○					—	
	28	海技士等に関する登録等	○			○					—	
	29	海技士試験等の実施			○	○					○	
		タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する事務	○			○					—	
		海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務	○			○					—	
		旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。)及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務	○			○					—	
—		船舶のトン数の測度及び登録に関する事務	○			○					—	
	30	統計調査の実施 ・自動車輸送統計調査			○		—				○	
46	合計		31	11	4	36	0	6	2	6	1	

地 方 航 空 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上（地方移譲に係るもの）			○	○			—			
	2	航空運送事業（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）及び航空機使用事業に関する許可等			○	—			—			
	3	外国航空機の航行及び使用に関する許可			○	—			—			
	4	航空機の操縦の練習の許可			○	—			—			
		基本的な事項についての企画及び立案、総合調整、航空に関する事業の発達、改善及び調整			○			○	—			
		国有財産の管理及び処分並びに物品の管理			○			○	—			
		飛行場内の警備・消防、航空に関する危機管理			○			○	—			
飛行場部	5	飛行場の設置及び管理に関する事務 ・飛行場の整備計画に関する事務 ・周辺環境対策（航空機騒音障害対策） ・空港施設に関する工事及び保守 等			○	○			—			・国管理空港の整備管理について、国が設置し地方自治体が管理者となる特定地方管理空港へ移す道筋は残す
	6	民間が設置及び管理する飛行場の許可等			○	—			—			
	7	地方自治体が設置及び管理する飛行場の検査等			○	—			—			
	8	周辺環境対策（地方自治体に対する助成） ・学校等の騒音防止工事の助成等			○	—			—			
		飛行場部の所掌事務に関する国の直轄事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係者との連絡調整			○	○			—			
保安部	9	航空機の運航の監督等			○			○	—			
	10	空港の保安に関する事務 ・空港における航空機、空港内立ち入り者及び車両の安全の確保に関する事務等			○			○	—			
	11	航空・鉄道事故調査委員会の行う調査に対する援助			○			○	—			
	12	空港の航空管制			○			○	—			
	13	航空保安施設の整備			○			○	—			
	14	耐空検査、修理改造検査等に関する事務			○			○	—			
	15	航空従事者技能試験の実施 ・技能証明試験 ・計器飛行証明試験 ・操縦教育証明試験 ・航空英語能力証明試験 ・運航管理者技能検定			○			○		○		
		保安部の所掌事務に関する総合調整、航空保安業務に関する計画についての企画及び立案並びに関係者との連絡調整等			○			○	—			
21	合 計		0	0	21	3	0	12	0	1	0	

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関(地方振興局(仮称))に統合する。

地 方 環 境 事 務 所

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務課	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
廃棄物・リサイクル対策課	2	廃棄物処理法に基づく緊急時の指示又は事務執行に関する事務 ・緊急時の支障除去等の措置命令・当該措置命令に基づく代執行 ・緊急事態等における報告徴収・立入検査		○			○		—			
	3	廃棄物の輸出入に関する事務 ・廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可 ・同法に基づく報告徴収・立入検査 等			○	○			—			
	4	個別リサイクル法に基づく報告徴収・立入検査等に関する事務 ・容器包装リサイクル法 ・家電リサイクル法	○			○					○	
	5	同上 ・自動車リサイクル法	○			○			—			
	6	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく輸 出入移動書類の届出の受理 ・同法に基づく報告徴収・立入検査			○	—			—			
	7	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務 ・温室効果ガス排出量の報告受理(廃棄物処理業に限る。) 等	○			○			—			
	8	循環型社会形成推進交付金 ・「循環型社会形成推進協議会」への参加		○		—					○	
		廃棄物処理法に基づく立入検査等 ・無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査等	○				○		—			
環境対策課	9	環境教育・環境保全活動の推進	○			○			○			
	10	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経 由に係る事務	○			—			—			
	11	地球温暖化防止・二酸化炭素排出抑制等に関する助成(対民間) ・地域協議会民生用機器導入促進事業	○					○	—			
	12	同上(対地方自治体) ・業務部門対策技術率先導入補助事業 等		○				○	—			
	13	京都議定書目標達成計画の推進のための地域における地球温暖 化対策に関する広報啓発・相談 ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表 制度に関する説明会の実施、相談業務 等	○			—			—			
	14	公害規制法に基づく緊急時の報告徴収及び立入検査等に関する 事務 ・大気汚染防止法 ・水質汚濁防止法 ・土壌汚染対策法 等		○			○		—			
	15	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基 準適合命令並びに特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収及 び立入検査に関する事務	○			—			○			
	16	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督	○			—					○	
	17	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく報告徴 収及び立入検査	○			○			—			
	地球温暖化に関する普及啓発活動	○			○			—				
	18	国立公園事業の実施	○			—			—			

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
国立公園・ 保全整備課	19	国立公園の保護及び利用に係る規制等 ・自然公園法に基づく特別地域等における開発行為の許可 ・違反者に対する中止・原状回復命令 ・国立公園の公園管理団体の指定・監督等 等	○			○				—	
	20	世界自然遺産登録地域の保護、保存及び整備(対民間) ・既存の保護制度の有機連携、活用に係る総合調整 ・科学的知見に基づく保護、保存及び整備のためのモニタリング調査	○			○				—	
	21	同上(対地方自治体) ・既存の保護制度の有機連携、活用に係る総合調整 ・科学的知見に基づく保護、保存及び整備のためのモニタリング調査	○			○				—	
	22	自然環境の健全な利用の推進に関する事務 ・国立公園等における適正な利用指導等	○			○				—	
	23	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全、管理 ・自然環境保全法に基づく特別地区等における開発行為の許可等 ・同法に基づく違反行為をした者に対する中止命令、原状回復命令 等	○				—			—	
		自然環境の保護及び整備に関する重要事項の企画及び立案 等	○			○				—	
野生生物課	24	希少野生動植物の種の保存 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	○			○				—	
	25	国指定鳥獣保護区における保全事業	○				—			—	
	26	野生鳥獣の保護管理 ・国指定鳥獣保護区の区域内における鳥獣の捕獲等の許可 ・国指定鳥獣保護区特別保護地区における行為の許可 等	○			○				—	
	27-1	同上 ・環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲等の許可 ・鳥獣の保護に重大な支障がある猟法による捕獲等の許可 ・鳥獣の輸出入の規制 ・爆発物、劇薬、毒薬といった危険猟法による捕獲等の許可 等	○			○				—	
	27-2	同上 ・鳥獣の輸出入の規制			○	○				—	
	28	外来生物被害防止法に基づく外来生物対策 ・特定外来生物の飼養等の許可 ・飼養等許可を受けた者に対する報告徴収、立入検査			○	○				—	
	29	遺伝子組換え生物に関する立入検査等	○				—			—	
	30	ラムサール条約湿地の保全、管理(対民間) ・既存の保護制度の有機連携、活用に係る総合調整・順応的管理	○				—			—	
31	同上(対地方自治体) ・既存の保護制度の有機連携、活用に係る総合調整・順応的管理		○			—			—		
36	合計	26	5	5	18	3	3	2	0	3	

〔地方分権改革推進委員会第2次勧告（本文）〕
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
開 発 監 理 部	1-1	内部管理事務			○			○	—			
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	北海道開発局の行入札及び契約に関する事務(物品及び役務に係るもの)			○			○	—			
	3-1	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務			○			○			○	
	3-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○					○	
	4-1	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務			○			○	—			
	4-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	5	土地収用法に基づく事業認定(対地方自治体)	○			○			—			
	6	同上(対民間)	○			○			—			
	8	北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進			○			○			○	
9	事業評価に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○		
10	同上(地方自治体事業に係るもの)	○			○					○		
事 業	11-1	北海道開発局の行入札及び契約に関する事務(工事及び業務に係るもの)			○			○	—			
	11-2	同上(工事及び業務に係るもの):地方移譲に係るもの	○			○			—			
	12	都市計画及び都市計画事業等に関する事務(地方自治体の都市計画事業に対する助成等) ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・都市公園事業 ・下水道事業 等		○				○	—			
	13-1	同上(地方自治体の都市計画の同意等) ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等		○				○		○		
	13-2	同上(地方自治体の都市計画の同意等):地方移譲に係るもの ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等		○		○				○		
	14-1	国営公園の整備及び管理に関する事務(直轄公共事業)	○					○			○	
	14-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			○			
	15-1	同上(占用・行為許可等)	○					○			○	
	15-2	同上(占用・行為許可等):地方移譲に係るもの	○			○			○			
	16	住宅整備事業(地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等)		○		○			—			
	17	同上(地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等)		○		○			○			
	18	建築基準法の施行に関する事務(確認検査機関の指定等)	○			○			—			
	19	建築士法の施行に関する事務(一級建築士の登録等)	○			○			—			

事務・権限		仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)	
		国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)				
		地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国		
振興部	20-1	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	20-2	同上(地方移譲に係るもの)	○				○				○	
	21-1	技術的審査、検査及び調査(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	21-2	同上(地方移譲に係るもの)	○				○				○	
	22-1	積算基準に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	22-2	同上(地方移譲に係るもの)	○				○				○	
	23	公共工事の費用の縮減に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	24	同上(地方自治体事業に係るもの)	○				○				○	
	25-1	防災業務計画等の策定			○			○	－			
	25-2	防災業務計画等の策定(地方移譲に係るもの)	○				○		－			
	26-1	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務(直轄事業に係るもの)			○			○			○	
	26-2	同上(地方移譲に係るもの)	○				○				○	
	27	地方自治体による建設機械類の整備に係る助成		○			○		－			
	28	建設業の許可	○				○		－			
	29	宅地建物取引業の免許	○				○		－			
建設部	30	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○					○	○			・直轄河川は原則地方移管
	31	指定河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○				○		○			
	32	河川等の利用、保全に関する許認可等(国管理河川分)	○					○	○			
	33	都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する同上(補助事業による助成)		○				○	－			
	34	同上(指導・監督等)		○			○		－			
	35	砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	○					○			○	
	36	都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成)		○				○	－			
	37	同上(指導・監督等)		○			○		－			
	38-1	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路)			○			○			○	・高規格幹線道路は国、その他の国道は地方移管
38-2	同上(その他の国道)	○				○		○				

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進委 員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
39	開発道路の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施		○			○			○			・高規格幹線道路は国、そ 他の国道は地方移管
	40-1 直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路)				○			○			○	
	40-2 同上(その他の国道)		○			○			○			
	40-3 同上(補助金の交付等)			○				○	－			
	41 道道及び市町村道の整備及び保全に関する事務(補助事業による助成)			○		○			－			
	42 同上(指導・監督等)			○		○				○		
港湾 空港 港部	43 港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務		○			○			－			・全国的な方針は国が策定 ・国際的、全国的な見地が 必要とされる港湾の整備の あり方については今後検討 が必要
	44-1 港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務(港 湾計画の審査)			○			○				○	
	44-2 同上(地方移譲に係るもの)		○			○					○	
	44-3 同上(広域的な災害応急対策に係る施設に関する事務等)		○			○					○	
	44-4 同上(安定的な国際海上輸送の確保等、国際的・全国的見地から必 要とされる計画の審査等)		○					○			○	
	45 同上(北海道における特例措置である地方港湾に係るもの)		○			○					○	
	46 港湾等の整備及び保全に関する助成に関する事務			○		○			－			・国管理空港の整備・管理 は原則として「国に残る事 務」として整理
	47 港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務		○			○					○	
	48 飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関す る事務				○			○	－			
農業 水産 部	49 土地改良事業等の実施(直轄事業の調査、計画等)		○			○					○	
	50 同上(直轄事業の実施)		○			○					○	
	51 同上(補助事業の計画審査等)			○		○			－			
	52 同上(補助事業の実施についての指導及び助成)			○		○			－			
	53 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要 な農業水利調整		○			○			－			
	54 漁港漁場整備事業等の実施(直轄事業の調査・計画及び実施)		○			○			－			
	55 同上(補助事業の実施についての助成等)			○		○			－			
営繕 部	56 営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調 査等				○			○	－			
	57 官公庁施設に関する指導及び監督				○			○	－			
74 合計			38	18	18	44	1	29	9	3	28	

【地方分権改革推進委員会第2次勧告(本文)】
 ○ 下記のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。
 (注)沖縄総合事務局の事務・権限については、上記の見直しを基本としつつ、沖縄の特殊事情に十分配慮するものとする。

沖 縄 総 合 事 務 局

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
総務部	1-1	内部管理事務			○			○	—			・沖縄総合事務局については、今回検討対象となった他の出先機関の業務に準じて仕分けする ただし、現行沖縄振興計画の終了及び米軍施設、島嶼性等の特殊事情を踏まえ、今後の沖縄の振興のあり方と併せて検討する必要がある
	1-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	2	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	○					○	
	3	駐留米軍用地の返還に係る跡地利用に関する事務			○	○			—			
	4	駐留米軍用地等以外の土地に係る位置境界の明確化に関する事務			○	○			—			
	5	北部振興事業の実施に関する事務			○	○			—			
	6	公正取引委員会の地方事務所が所掌する業務			○			○	—			
財務部	7	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	—					○	
	8	財務省の財務局が所掌する業務			○			○	—			
農林水産部	9	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	—					○	
	10-1	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部			○	○			[地方農政局、森林管理局及び漁業調整事務所における対応する事務・権限の見直しと同じ]			
	10-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	10-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
	11-1	林野庁及び水産庁が所掌する業務の一部			○	○			—			
	11-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	11-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
経済産業部	12	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	—					○	
	13-1	経済産業省の経済産業局が所掌する業務			○	○			[経済産業局における対応する事務・権限の見直しと同じ]			
	13-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	13-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
開発建設部	14	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	—					○	
	15	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの実施	○			○					○	
	16-1	国土交通省の地方整備局が所掌する業務			○			○	[地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ]			
	16-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			—			
	16-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○	—			
運輸	17	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務			○	—					○	
	18-1	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務			○			○	—			

事務・権限			仕 分 け									備 考 (国の出先機関 原則廃止PT)
			国の出先機関 原則廃止PT			全国知事会提言 (H20.2.8)			地方分権改革推進 委員会第2次勧告 (H20.12.8)			
			地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	地方	廃止 ・ 民営	国	
部	18-2	同上(地方移譲に係るもの)	○			○			[地方運輸局における 対応する事務・権 限の見直しと同じ]			
	18-3	同上(地方自治体に対する助成)		○				○				
29	合計		7	5	17	14	0	10	0	0	7	

(注)

- 一覧表中「事務・権限」欄の番号及び名称については、平成20年9月16日に地方分権改革推進委員会事務局がまとめた「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」(以下「各府省の見解」という。)の番号及び名称を用いた。
- 各府省の見解で1つの事務・権限とされているものの中で、さらに細分化して表記する必要がある場合には枝番号を追加している。
- 番号がない事務・権限は、各府省の見解に含まれていない事務・権限を本プロジェクトチームで追加したものである。
- 「仕分け」欄の「地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)」については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の別紙2「個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表」に記載されている見直しの内容を、本プロジェクトチームが当てはめたものである。

（付記）各都道府県からの主な意見等

- 国の出先機関原則廃止の改革が単に「国と地方の権限の奪い合い」と受け取られないよう、具体的な効果やメリットなどを国民に分かりやすく示していくことが重要。
- 事務の仕分けにあたっては、出先機関の個別事務だけに着目するだけでなく、医療・福祉制度など制度全体を見直し、国と地方が担うべき役割について十分検討する視座も必要。
- 都道府県のあり方や新たな国と地方のあり方を視野に入れた検討の可否への言及は慎重であるべき。
- 「重点分野」の早期移管を求めるとともに、全国一律にこだわらない柔軟な移管を進め、早期に国民に分かりやすい成果を示すことが必要。
- 事務移管は全国一斉に行うのではなく、パワーがありダイナミックな意思決定ができる大都市圏などを中心に先行実施すべき。
- 地方が政策立案から事業の実施までを一元的・主体的に担うため、国の出先機関の事務だけでなく、本省所管の企画立案事務も含め、パッケージで移管を求めることが必要。
- 国に残す事務として仕分けされている事務についても、法定受託事務制度を活用するなど地方移管の可能性を更に精査すべき。その上でなお国に残る事務については本省への移管を進めることにより、国の出先機関を廃止すべき。
- 検討対象の8府省 15 系統の出先機関に加え、財務局・財務事務所についても、廃止の方向で改革の対象とすべき。
- 出先機関改革を着実に進めるためには、地方分権改革推進委員会の勧告が移管の具体的なプロセスを明示しているように、現実的かつ具体的な主張を国に対して行うことが必要。まずは同委員会勧告の実施を目指すべき。
- 霞ヶ関を動かすため、今すぐ解決できる具体的な事例を強調すべき。
（ハローワークの地方移管による就労と生活保護のワンストップサービスなど）
- 地方整備局など事業の実施が中心となる機関については、直轄事業のあり方、国と地方の分担、それに伴う財源移転（直轄事業負担金のあり方を含む）の方法を議論し、その結果によって出先機関のあり方を議論すべき。

- 直轄国道はまずは移管協議中の路線を対象に財源確保や整備完了のほか権利関係の整理などを前提条件として移管を進めるべき。第2次勧告を踏まえ、全国的な交通ネットワークを形成する幹線道路は国が責任を持って整備・管理を行うべき。
- 道路の事業計画はないものの、整備が必要な箇所（連続立体交差等）が残っている場合の取扱いを含めた議論が必要。
- 地方移管と仕分けされている事務のうち一部のものについては、国が真に担う役割は何かとの観点から、地方移管の可能性について慎重に検討すべき。
《意見のあった主な事務》
 - ・ 登記、供託等（司法制度と密接な関連）
 - ・ 健康保険組合、厚生年金基金等の指導監督（現在、制度改革を議論中）
 - ・ 労働基準行政（全国一律運用の必要性）
 - ・ 国立公園の保護および利用に関する規制
 - ・ 直轄河川の整備・管理、直轄砂防事業（特に国家的規模の治水対策等）
- 都道府県の区域を超え、広域での対応が必要な事務の受入れに当たっては、具体的にその受入れの仕組みを提案することが必要。その際には、広域連合制度のあり方も含め、十分な検討を行うべき。
- 柔軟で重すぎない広域連携のあり方について、法制度改革も含めてきちんと国に求めていくことが必要。
- 簡便で法人格もあり、関係都道府県が話し合いながら共同執行する「広域執行連合」ともいうべき新しい仕組みを自治法上考えることが必要。
- 複数の都道府県をまたがる一級河川や主要幹線道路の整備・管理等については、都道府県間の広域連携の仕組みづくりなどの検討が必要。
- 最終報告のとりまとめにあたっては、出先機関の原則廃止の面からのアプローチとともに、社会資本整備のあり方や受け皿のあり方も含め慎重な議論が必要。
- 大規模災害が発生した場合の国の役割を明確化すべき。複数県にまたがる河川の受け皿については知事会で十分議論し、国に提案していくことが必要。
- 縦割り行政の中でハード依存型にならざるを得なかった河川災害対策を環境・防災・まちづくりを含めた多面的な総合治水・水行政に転換できる点からも、一級河川の地方移管に同意。
- 国の出先機関改革は、国の行政改革という側面と国の権限の地方移管という側面を併せもつ課題。地方は国の行政改革のために国の出先機関改革が利用されないよう十分注意すべき。

- 人材移管の前提として、国における徹底的な行政改革の実施を強く求めるべき。
また人材の移管に当たっては、その財源が確実に保証されることが必要。
- 事務権限の移管にあたっては、税財源の確保が何よりも重要であり、まず税財源の確保について、地方税財政改革の議論と並行しながらしっかりと議論すべき。
- 権限・財源の移管にあたっては、地域の実情を踏まえながら、地域間格差の更なる拡大につながらないよう配慮が必要。
- 地方へ事務を移管する場合、基幹的な社会資本整備については、国の責任において地域間の格差を是正し、一定の水準を確保するという原則を踏まえるべき。
- 国の出先機関が直接地域の団体等に補助金を交付する仕組み（空飛ぶ補助金）が急速に増えている。国の出先機関の役割と空飛ぶ補助金の関係を整理することが必要。
- 出先機関改革に対する住民や市町村の理解が得られるよう努めることが重要。
- 国に対しては、対象機関、改革時期、方向等を明確にする工程表を早期に策定するよう求めるべき。
- 手挙げ方式の導入により事務が移管された県とそうでない県において事務の取扱い、連絡調整、事務執行の方法等が異なることのないよう留意が必要。
- 手挙げ方式を採用する場合、全国規模で移管する時期（または全国規模で移管を行うかを「決する」時期）の明示とともに、併せて移管に至る工程や制度設計をあらかじめ明確にしておくことが重要。
- 人材移管に係るものを含め、必要な財源総額について交付金により措置することを義務付ける法律を作るべき。
- 事務の地方移管に伴う必要な財源は国から当然に移管されるべきであり、地方間で財源調整を行うべきではない。偏在性が小さく税収の安定性を備えた税源を中心に移譲を行うなど全ての自治体に対し必要な財源を確保すべき。
- 出先機関の縮小過程における国の執行組織については、地方振興局・地方工務局に集約してスリム化していく道筋が、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に示されているので、参考とすべき。
- 地方事務所の統廃合にあたっては、地域住民に新たな負担が生じることのないよう当該地域の特性を十分勘案することが必要。

全国知事会 国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム 構成員名簿

埼玉県知事	上 田 清 司 (リーダー)
佐賀県知事	古 川 康 (サブリーダー)
北海道知事	高 橋 はるみ
宮城県知事	村 井 嘉 浩
東京都知事	石 原 慎太郎
静岡県知事	川 勝 平 太
石川県知事	谷 本 正 憲
大阪府知事	橋 下 徹
香川県知事	真 鍋 武 紀
沖縄県知事	仲井眞 弘 多